

平成26年3月5日

1. 出席議員

1 番	中 村	一 堯	9 番	福 井	正
2 番	稲 富	雅 和	10 番	水 頭	喜 弘
3 番	勝 屋	弘 貞	11 番	橋 爪	敏
4 番	竹 下	勇	12 番	中 西	裕 司
5 番	角 田	一 美	13 番	松 尾	征 子
6 番	伊 東	茂	14 番	松 本	末 治
7 番	光 武	学	15 番	松 尾	勝 利
8 番	徳 村	博 紀			

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	中 尾	悦 次
議 事 管 理 係 長	西 村	正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	北	村	和	博
教	育	江	島	秀	隆
総	務	藤	田	洋	一郎
市	民	迎		和	泉
産	業	中	川		宏
建	設	中	村	博	之
会	計	平	石	和	弘
会	計	橋	村	直	子
総	務	松	浦		勉
企	画	打	上	俊	雄
財	政	寺	山	靖	久
課	長	有	森	弘	茂
兼	人	一	ノ	瀬	健
権	・	大	代	昌	浩
同	和	栗	林	雅	彦
対	策	土	井	正	昭
課	長	中	村	信	昭
企	画	橋	口		浩
財	政	下	村	浩	信
課	長	有	森	滋	樹
兼	選	森	田		博
挙	管	福	岡	俊	剛
理	理	松	本	理	一郎
委	員	中	島		剛
会	事	澤	野	政	信
務	局				
長					
市	民				
課	長				
市	民				
課	参				
参	事				
税	務				
課	長				
福	祉				
事	務				
所	長				
保	険				
健	康				
課	長				
農	林				
水	産				
課	長				
兼	農				
業	委				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
産	業				
部	参				
参	事				
農	林				
水	産				
課	参				
参	事				
商	工				
観	光				
課	長				
都	市				
建	設				
課	長				
環	境				
下	水				
道	課				
課	長				
水	道				
課	長				
教	育				
次	長				
兼	教				
育	総				
務	課				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					

平成26年 3 月 5 日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第 1 閉会中の継続審査議案
議案第67号 鹿島市名誉市民条例の制定について
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 報告第 1 号 専決処分事項の報告について（閉会後に発見する予算その他の誤りの訂正）（報告）
- 日程第 3 報告第 2 号 専決処分事項の報告について（交通事故による損害の賠償）
(報告)
- 日程第 4 議案第 8 号 鹿島市産業活性化施設設置条例の制定について（大綱質疑、文教厚生産業委員会付託）
- 日程第 5 議案第 9 号 鹿島市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
(大綱質疑、総務建設環境委員会付託)
- 日程第 6 議案第10号 鹿島市特別職の職員で非常勤のもの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第 7 議案第11号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第 8 議案第12号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第 9 議案第13号 鹿島市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第14号 平成25年度鹿島市一般会計補正予算（第 5 号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第11 議案第15号 平成25年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第12 議案第16号 平成25年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第13 議案第17号 平成25年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第14 議案第18号 平成25年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第 1 号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第15 議案第19号 平成25年度鹿島市水道事業会計補正予算（第 2 号）について
(質疑、討論、採決)

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 閉会中の継続審査議案

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1. 議案第67号 鹿島市名誉市民条例の制定についての審議に入ります。

去る12月9日の本会議において、本建設環境委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました議案第67号について、総務建設環境委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成26年1月24日

鹿島市議会

議長 松尾勝利様

総務建設環境委員会

委員長 伊東 茂

総務建設環境委員会審査報告書

平成25年12月9日の本会議において付託され、閉会中の継続審査となっておりました議案第67号「鹿島市名誉市民条例の制定について」は、平成26年1月24日に委員会を開き、審査の結果、別紙のとおり、修正可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

別紙

議案第67号「鹿島市名誉市民条例の制定について」の「鹿島市名誉市民条例修正案」

(総務建設環境委員会)

「鹿島市名誉市民条例」の一部を次のとおり、修正する。

附則中「平成26年1月1日」を「平成26年4月1日」に改める。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務建設環境委員長、伊東茂議員。

○総務建設環境委員長（伊東 茂君）

おはようございます。それでは、報告をいたします。

去る平成25年12月9日の本会議において、総務建設環境委員会に付託され、継続審査となっておりました議案第67号 鹿島市名誉市民条例につきましては、1月24日、委員会を開催

いたしました。その審査状況及び結果について御報告申し上げます。

まず、執行部より追加資料に基づいて説明を受けました。

前回説明の解説と、今回、施行規則案、要綱等の説明がありました。その後、審査を行いました。質問と答弁について御報告を申し上げます。

質問：委員は——この名誉市民条例をつくる際の委員ですね、選考委員。委員は10人以内とか厳しいものがあるが、他市の状況を見てどういう方なのか。

答弁：きっかけは市制60周年記念、それぞれの分野に識見を持たれた方をお願いしたい。

質問：選考委員会は原則非公開であるが、議会に同意を得るのか。

答弁：名誉市民の個人情報などの調査もする必要も出てくる。審査の内容は、なるべく公開して提案をしたい。

質問：60周年記念で、なるほどと思う人の基準内容は。そして、議会の同意は必要と思うが。

答弁：市民から候補が出てくるのも1つ。それを真剣に検討し、よい条例ができたと言われるようにしていきたい。

質問：後継者の育成を加味してもらおうようお願いをしたい。また、質問として、条例をつくるのは必要である。そして、必要性が求められる。検討し始めたのはいつごろか。

答弁：平成23年度に市民の方から御意見をいただいた。具体的には、これに取りかかったのは平成25年ごろから。

質問：条例を後からこれを見られた方が読んで、疑問が生じないようにしてほしい。条例と要綱で違いがあるので、文言の整理をお願いしたい。

答弁：今後、整理をしたい。

質問：選考委員はいつ、つくるのか。

答弁：常設の委員ではない。市長から発議があった場合につくる。

質問：選考委員はどのようになっているのか。

答弁：6分野であり、市民の代表である。識見者は市外も含めて、その専門の方々。

質問：他市を見たら市制記念でつくっているところが多い。選考基準を詳細につくっているところは余りない。選考委員はおよそ10名以内のところが多い。平成26年度の記念式典はいつごろ行う予定なのか。

答弁：平成26年10月26日を考えている。

質問：制度を設けているわけだが、今の考えは設けるだけなのか。該当者が現在もういるのか。

答弁：60周年を記念してこの制度をつくるので、できればそのときに表彰ができるようにしたい。

質問：名誉市民の方が亡くなられたら、市を挙げての市葬ということを行うのか。

答弁：条例の中で、必要であれば定めることができる。ほかの市は市葬をされているところ

がある。

質問：市長の裁量権の中身はわからないが、市葬を含むと考えるとよいのか。

答弁：含むと解釈できる。

質問：諮問基準のそのほかの対象分野との整合性は。

答弁：整合性をとっていきたいと考えている。

質問：市民賞の説明をしてほしい。

答弁：ほかの市を参考に作成をした。

質問：継続審査となったが、今回の資料で判断がしやすくなった。選考委員の選任をしっかりとやってほしい。

質問：市民賞は、地元の方が考えたほうがよいと提案をします。

質問：継続審査になった理由を再度考えてほしい。特に施行日など。また、もう1つの質問として、死亡をされている方が対象となったとき、どこまでさかのぼるのか。

答弁：おおむね1年。

以上、質疑の後、議案第67号 鹿島市名誉市民条例の制定についての施行日を「平成26年1月1日」の原案から「平成26年4月1日」に改める動議が提案され、全員賛成で動議が成立し、その後、その動議についての採決を行い、起立全員で修正案は可決されました。

次に、修正案を除く原案について採決をした結果、起立全員で修正案を除く原案は提案どおり可決をされました。

以上、総務建設環境委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第67号 鹿島市名誉市民条例の制定については、委員長の報告は修正可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。起立全員であります。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 報告第1号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2. 報告第1号 専決処分事項の報告について（閉会後に発見する予算その他の誤りの訂正）であります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

それでは、議案書と議案説明書に基づき御説明いたしますので、お手元に御準備をお願いします。

議案書は1ページとなっております。

では、報告第1号 専決処分事項の報告について御説明申し上げます。

市議会閉会後に発見する予算その他の誤りの訂正について、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

訂正いたしました内容は、平成25年9月27日に議決いただきました議案第58号の取得した財産につきまして、構造及び敷地権割合の訂正でございます。

訂正箇所につきましては、構造におきまして「鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付5階建」が「同4階建」に、敷地権割合におきまして「1,018,375分の418,325」が「1,014,995分の418,347」と訂正いたしましたものでございます。

なお、専決処分を平成25年12月26日付をもって行っているところでございます。

詳細な経過につきましては、議案説明資料について御説明いたします。

議案説明資料の1ページをお願いします。

まず、建物構造の変更及び敷地権割合の分母の部分の訂正でございますが、不動産登記事務手続準則第82条第1号により、現有建物であります5階部分、これはエレベーターの機械室でございますが、その部分につきましては登記できない部分とされていたところでございますが、変更前の内容、その表の左の部分でございますが、その形で登記がなされておりました。

今回、改めて3階、4階部分を区分登記する際に、法務局の現地調査によりまして、その登記は錯誤とされまして、法務局の指導により、表の右側、表2のほうのとおり変更登記がなされたことによるものでございます。

これによりまして、5階部分は登記上なくなっております。このことから5階建てから4階建ての変更となっておきまして、敷地権割合の分母につきましても、5階部分3,380分が減となったものでございます。

次に、敷地権割合の分子の訂正でございます。

地下1階、1階、2階部分につきましては、エレベーター関係の所有権を区分する際に仕切

りを設置しておりますが、その結果、これらのところにおきまして仕切りに要する面積が加算されましたことによりまして、敷地権割合の分子がそれぞれ4,810、4,802、4,810となったものでございます。

なお、市の専有、取得する面積4,183.25平米自体について変更はございません。

以上で、報告第1号 専決処分事項の報告について御説明を終わります。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第1号は終わります。

日程第3 報告第2号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3 報告第2号 専決処分事項の報告について（交通事故による損害の賠償）であります。

当局の説明を求めます。中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

報告第2号 専決処分事項の報告について（交通事故による損害の賠償）について報告をいたします。

議案書の2ページをお願いいたします。

事故の概要について説明いたします。

昨年11月12日でございますけれども、古枝小学校へ給食を配送し、給食センターへ戻る途中、古枝小学校から市道古枝線へ出て間もなくでございますけれども、前方の対向車を発見し、離合するために左に寄っていたところ、前方の対向車に注意を奪われる余り、上方の民家のひさしの確認を誤り、配送車の荷台は箱型になっておりますけれども、その上部が民家のひさしに接触をし、その民家のといと、ひさしを損壊させたものでございます。

本年1月26日、民家の所有者と示談が成立し、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、相手方への賠償金64,890円については、全国市有物件災害共済会の保険により賄われております。

以上、報告いたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第2号は終わります。

日程第4 議案第8号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4. 議案第8号 鹿島市産業活性化施設設置条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

議案第8号 鹿島市産業活性化施設設置条例の制定について説明いたします。

議案書は10ページから14ページでございます。説明資料が3ページから5ページでございます。

まず、説明資料のほうで説明いたしますので、準備をお願いいたします。説明資料の3ページをお願いいたします。

鹿島市産業活性化施設設置条例の制定について。

まず、大きな1番目ですけれども、背景については、鹿島市の1次産業を取り巻く情勢ということで(1)から(5)まで上げております。(1)が6次産業等新たな農業施策、(2)TPP交渉への生産者の不安、(3)が重油・資材等の高騰、(4)生産物単価の伸び悩み、(5)が地域を担う後継者確保の不安でございます。

このような中で、鹿島市として(1)から(6)の動きを行っているところでございます。1番目が新規作物等新たな戦略品目の検討、2番目に福岡県を中心とした需要者との交流促進、3番目が加工品の開発・販売、4番目、需要者との交流促進、5番目、海外に視野を広げた観光と農業、6番目、大学との連携でございます。

このような背景のもと、鹿島市としての取り組みを促進し、本市を含む地域産業活性化に寄与するために、鹿島市産業活性化施設を設置するものでございます。

大きな2番目といたしまして、活性化施設の概要でございますが、愛称は海道（みち）しるべ。構造については、木造平家建ての326平米でございます。主な設備として、大会議室と小会議室、加工研究室、事務室、展示室を備えております。

5ページのほうに平面図をつけておりますので、御参照ください。

大きな3番目ですけれども、活性化施設の活用について、以下の大きな3点を柱として活用することで、地域の産業振興の拠点として位置づけるものでございます。

大きな1番目が、地域農業の再生に向けた取り組みで、以下の2項目を上げております。

2番目が、6次産業化・農商工連携に向けた取り組みとして、以下の4項目を上げております。

それと大きな3番目が、観光資源としての活用として、3項目を上げております。

今後の予定でございますが、3月中旬に活性化施設の建物等の建設の完成があります。それで、3月下旬には佐賀県のほうから鹿島市に施設の譲与が行われる予定でございます。

それと、活性化施設の供用開始予定でございますが、工事進捗に応じまして、場内整備、道路舗装等が完成次第、早期に供用開始できるようにしております。

次に、議案書のほうをお願いいたします。議案書の11ページをお願いいたします。

設置条例の条文について説明いたします。

まず、第1条が設置目的として、「農林水産物その他の地域資源の研究及び加工並びにこれらに係る地域間交流を通じ、本市を含む地域産業の活性化に寄与することを目的として、鹿島市産業活性化施設を設置する」ものでございます。

第2条に位置を定めております。場所につきましては、大字音成甲1896番地1でございます。

第3条、管理運営。管理運営については市長がこれを行います。

第4条、開館時間。開館時間については、午前9時から午後5時までとしております。

第5条、休館日。休館日につきましては、毎週月曜日及び祝日の翌日、それと年末年始でございます。

第6条、使用の許可。

第7条につきましては、特別設備等の許可。

第8条が、使用許可の制限について定めております。

第9条、使用料については、14ページの別表をお開きください。

使用料につきましては1時間当たりで設定しております。それと、市内居住者の方、市外居住者の方に分けて設定しております。

第1条の目的に適合する使用の場合につきましては、大会議室、小会議室がそれぞれ1時間当たり100円、加工研究室につきましては1時間当たり200円。第1条の目的に適合しない使用につきましては、大会議室、小会議室が1時間当たり1千円、加工研究室が1時間当たり2千円としております。

それと、市外の方の御利用につきましては、市内の利用の2倍を設定しております。

それと冷暖房を使用された場合につきましては、1時間当たり100円を別途設定しております。

それで、太良町につきましては、これがオレンジ海道沿いに設置する施設でございますので、太良町につきましては鹿島市の市内居住者と同一の料金で設定しているところでございます。

以上で説明を終わりますが、審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定されておりますので、議案に直接関係する大綱質疑をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

質問をいたします。

大綱質疑ということなんでございますが、私の所掌じゃございませんので質問を申し上げますが、まず今回の施設について、いろんな理由があって、農業のですね、あるいは6次化の問題とか、あるいはT P Pに対する、やっぱり農業情勢全体の考え方とかいうことで今回つくられたということで、今回は市のほうがその後、管理をしていくと、運営をしていくということになるかと思えます。

先ほどの説明でいくと、使用料その他については説明があったんですが、この施設は市が管理するということになっておるようでございますが、実際その管理——会計上といいますか、企業会計というか、どういう会計の処理の仕方をされるのかをまずお聞きしておきたいと思えます。

というのが、どれぐらいの経費がかかるのかということにもなりますし、その施設自体が独立採算になるのかならんのか、そういうこともあろうかと思っておりますので、まずこの施設は企業会計なのか、うちの一般の財源から補填していく、補助していくようなそういう施設なのか、それをまずお聞きしておきたいと思えます。

○議長（松尾勝利君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

お答えいたします。

まず会計ですが、企業会計とは考えておりません。一般会計の中で予算をいただきまして経費として使わせていただく。それから、歳入につきましては雑入のような形で経費が上がってきまして、その中で整理をしていくという形で直営の段階ではやっていきたいと思っております。当面直営ということで進ませていただいて、時期を見て法人化なりを検討していく必要があると思っております。

それから、独立採算制なのかということでございますが、今のことから言いますと、目的が鹿島市全体の産業の活性化でございます。そのために予算をいただいて動くこととなりますので、独立採算制とは考えておりません。ここで研究されたことが市民の方々の懐に少しでもお金が落ちていくシステムにできればと思っておりますので、ここでもうけるという考え方は持っておりません。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

もうける、もうけないという意味での独立採算制の問題を僕は言ったわけじゃない。先ほど部長が言われたように、一般会計から持っていくわけですね、補助していくわけですね。その体制がどういう体制がわならんけれども、人件費その他していくわけですよ。将来についてはどうなるかわからんと言っているわけですよ。だから、私が言っているのは、これはもう前から言っているわけですね、建設当時から。そういうお話があったときから、どういう形になっていくのって。

というのは、原則、市がすること、あるいは市が絡んだ第三の団体をつくってやっていくのかと、そういうことが問われている事例だなと私は思っているの御質問を申し上げているわけですね。直営という話もありましたよね。どこまでなのですかと、直営でいくのか、運営を任せていくのか。あと、例えばそれを使って物をつくった場合に、その権利関係がどこに行くんですかと。部長は、それはその方の利益でいいですよと、市のほうは設備だけをとにかく使っていただいと、使用料は鹿島市が面倒見ますよということなんですよ。じゃ、具体的に、施設の運営について、一応全協その他で説明がありました、経費は年間どれぐらい見ておられますか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課参事。

○農林水産課参事（下村浩信君）

鹿島市産業活性化施設の年間の経費ということでございますが、年間の物件費といたしまして約3,000千円を予定しております、今回、新年度予算で御審議をいただき、議決をいただく予定にいたしております。

以上でございます。（発言する者あり）

失礼いたしました。先ほどは物件費のことを約3,000千円と申し上げました。人件費のほうは約30,000千円程度を予定いたしております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

年間、全部で30,000千円ということですよ、人件費が主なものになるでしょうけど、指導監督するといいますか、そこに置いて、いろんなアドバイザーの中で、市民の方、あるいはその他の方が新しいものをつくっていくための施設だということなので、30,000千円、これが高いか安い、ちょっと私には判断ができませんが、これは何らかの形で、30,000千円が年間ずっと固定費として入ってくるわけですね、人件費ですか。そうした場合には、これは

維持管理費も含むと思うんですが、30,000千円という金が投資ということになりますね。あるいは、市の外郭団体みたいな形になるんじゃないかなという気も私はしているんですね。

先ほど部長が言われたように、第三の道というかな、市の補助の固定費から、より採算制を目指したんですね、そういうものにしていくんだらうと私は思っているんですが、そうなる当面の投資として30,000千円はやむを得んかなというところがあるんですが、これを何年ぐらい続けていくんですかね。

○議長（松尾勝利君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

その前に、1回目の御質問で立たせていただいたことで、ここに施設は全く市のほうに歳入がない、そんな形の施設には基本的に思っておりませんで、歳入は当然あるべきものと。ある商品を販売するというのも出てくると思います。それから、新規作物を展示し販売するというのも出てくると思いますので、そういうのが歳入として上がってくることはあり得ると思っております。

いつまでということですが、2年3年で形が見えて、それで市民の皆様方にこういう施設であるという形ができた段階で、法人化なりの御提案をさせていただければと思っています。今の状況でそういう法人化を打ち出したにしても、形が見えませんが、なかなか御理解いただけないのではないかと思っております。ですから、めどとしては2年3年と思っているところです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

事業というものは、投資をして、それで採算がとれるまでには、ある程度の期間が必要というふうなことは私も理解をいたします。

私が基本的に気にしているのは、鹿島市という行政機関が商売をするんですか、しないんですかということなんです、最終的に言えば。だから、行政の役割というのがどこにあるかということになってくるので、行政がさまざまな施設をつくって、そのきっかけづくりをするのは、僕もそれはふさわしいだらうと思いますけれども、じゃ、それで終わった場合はどうするのかと、それ以後のことはどうするのかということがね。部長は二、三年ぐらいの猶予を持っておられますけれども、そこを僕は心配するわけですね。行政の役割というのはどこにあるのかなというところが、どこまでなのかというのを気にしているわけですよ。

私はもう、市民が使って、二、三年してどういう状況が出てくるかなって、それも一つの方法。あるいは、もう少し固めた中で、年間30,000千円かかるわけですから、歳入も少しあ

ると言うけれども、30,000千円かかるわけだから、何らかの形で、もう少しいい方法を考えられんかなと思いますけどね。そうしないと、そこで働く人も市の職員になるわけでしょう、どういう形にされるのか知らんけど。ちょっとそれだけ教えてください。そこで働く人はどういう身分になりますか。

○議長（松尾勝利君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

身分的には鹿島市の職員ということになります。鹿島市の臨時的任用職員の継続という形になります。臨時的任用職員です。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

わかりました。そういうことでやられるということになります。

とりあえず、僕は採算を先には言いませんけれども、一つの大きなきっかけづくりだということに理解します。大きな目的がありますから、それに向かって役所ができるものはお手伝いをする、あるいは独立的なものの考え方ができてくれば、そのほうを選ぶというぐらいのものがあつたほうがいいのかと思っております。期待を申し上げて質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

ただいま審議されております点で、1点だけお尋ねをしたいと思っておりますのは、施設の使用の問題でお尋ねをしたいと思っておりますが、ここには会議室がありますね。実はこの会議室の使用についてですが、この条項にはいろんなのがありますが、市長が許可をした場合、そして必要な条件をつけられたと、いろんなのがありますが、例えば私もこの会議室を見て、あの会議室だったら見晴らしもいいし、場所的に非常にいいので、会議室の利用者が多いんじゃないかと、そういう感じがしました。私たちも「あそこで会議したら会議がスムーズにいくよね」なんて言うぐらいに見晴らしのいいところですからね。

そういうことで、会議室の利用についてお尋ねをしたいと思っておりますが、確かに暴力団関係の云々というのはありますが、ほかに会議室の使用についていろいろ条件がつけられることはないのでしょうか。市民の人たちが利用したいと言えば、自由に利用できるのかどうか、まずお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

議案書の12ページの第8条に使用許可の制限と上げております。これに該当しない限りは、使用の許可になるということでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

わかりました。なぜ私がこの質問をしたかといいますと、ほかの施設の関係があるんですよ。例えば、具体的にはエイブルです。あのエイブルはですね、新しくできたホールを第1回に使用したの私たちです。何の団体でしたかといいますと、お寺の関係で使いました。私たちは曹洞宗に所属していますが、鹿島・藤津で13カ寺、お寺があります。この13カ寺の檀信徒の人たちの交流の場として、そして使用させていただいたんです。本当にできたてのですね、まさにこけら落としを私たちはやったと思っていますがね。

そして、その後、何年間か続けましたが、最近ではお寺関係には貸していただけないということになっているようです——直接、私は最近タッチしていませんが。確かに、布教のために一般の人を集めるとか、そういうことだったら、言われても仕方のないことだと思いますが、その団体の交流の場として歌や踊りをしたり、皆さんが交流の場として使う、そういうのにも貸してもらえないということで、どうしてかという疑問を持っていますし、おかしいんじゃないかと。以前はそういうふうに快く貸していただいて——もちろんお金も払いますよ。

ということがありましたのでお尋ねをしておりますが、この場所だってそういうことであって、利用、いろんなのが出てくると思いますが、その辺についていかがなものでしょうかね。できれば、エイブルがどうしてそれをさせないのかね。（「別の機会に」と呼ぶ者あり）じゃ、別の機会に言えということが後ろから出ておりますので、そこは明らかにしてもらいたいと思っておりますが、本当にその辺についてぴしゃっとしとってもらいたいと思っておりますね。

○議長（松尾勝利君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

先ほど課長がお答えしましたように、ここの目的は鹿島市の産業の活性化でございます。それに即した会議であれば、御使用していただいているものと思っています。

ですから、その他、先ほどの例で申されましたけど、宗教関係の方であっても産業という面で論議をされるのであれば、それはそれで。ただ、それをチェックするのはかなり難しい面もあると思います。中に入っていかなきゃいけない部分も出てくるかもしれませんが、その前に、事前にどういう内容の会議なのかというのを確認していく必要があると思っております。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

宗教団体であろうと、婦人の団体であろうと、老人の方の団体であろうと、その内部の交流というのはどの団体だって変わらないと思いますよね。そういう中から、いろんな産業の活性化だって鹿島市の問題だって話し合いもされていくわけですから、細かくいろいろはないと思います。

もちろん、布教活動とかそういうもの、それから物の販売とかありましたね、そういうものでということになれば問題もあると思いますが、私は、せっかく施設があるわけですから、いろんな人たちが十分に利用していただくということが、この活性化施設の活性にもなるわけですから、また、そこにいろんな商品なども販売——販売といいますか、あれば、その利用もできるでしょうしね。そういうことで、私はいろんな形での制限を余りしないと、よっぽどのこと以外は制限をしないで、市民に広く貸し出していただくということをお願いして終わりたいと思いますが、そういう形で考えていただけますか。

○議長（松尾勝利君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

全員協議会のおきにもお答えさせていただきましたが、子供たちから高齢者の方々まで、年齢を問わない、そして業種も問わないで、そういう方たちが集まっていただく、集まっていたいて、そのシステムあたりの支援とかなんかは市役所のほうでしていく場面も出てくると思います。そういうのが自然発生的になっていただけるような場にできればと思っておりますので、よっぽどのことがない限り制限はしたくないと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

質問します。

先ほど、太良町との関係は説明をいただきました。オレンジ海道を活かす会というのが、鹿島市と太良町、それにJAというかかわりで活動をしてもらっておりますけれども、先ほどの説明で、将来的に法人化へ向けてというようなことでありました。

法人化されたとき、そのオレンジ海道を活かす会とのかかわりが、今から先の法人化する前までと同じ対応ができるのかということでお尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

お答えいたします。

今、私たちの中で論議をしているのが、法人にもいろいろあります。株式会社、一般社団法人、NPO、いろんなものがあると思います。それが、この活性化施設にとって何が一番適切な法人なのかということを見きわめることが、まず大事だと思っております。

明らかにこの施設は公の施設です。市の施設です。責任者は市です。ですから、どんなに法人化されたにしても、市との連携が必要です、絶対に必要です。特に産業部との連携というのがなければ、なかなか前に進まない部分も出てくると思います。ですから、オレンジ海道を活かす会も、活性化施設の利用についていろいろと論議をされて利用される、それと、活性化施設のほうもオレンジ海道を活かす会との協力という部分も出てくると思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

そしたら、関連ですけれども、指定管理者制度というような形もとれるということになるわけですかね。

○議長（松尾勝利君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

指定管理者制度という形はとれます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

それでは、もう1つお尋ねします。

6次化ということで商品化ができた、その商品を販売するなり、また、食べ物ですと食堂的に物販をする、営業をするというふうなことになった場合、道の駅、千葉市とのかかわりなり、また、市内の食堂関係の方とか、販売店の方とのかかわりというか、そういうふうな、あくまでも活性化施設での対応ですよというものなのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（松尾勝利君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

お答えします。

2点あったと思いますが、1つが直売所、道の駅ということで限定ですが、それと市内の飲食店なり加工をされている企業さんたち、そういうところの民間企業等の連携はどうかということだと思いますけれども、まず、道の駅とのすみ分けというのは必ず出てくると思っております。

鹿島市で、新規作物を研究の予算をいただいておりますので、いろいろなものを試作させていただいております。そういうものがもし売れるようであれば、千葉市さんのほうで売っていただく。ほかの地域の直売所の問題もありますので、その辺はやはり協議は必要だと思います。自分たちがそれが欲しいとおっしゃるならば、そういうところに出していく必要があると思っております。

さらに、その作物が本当に大きな流通の中に入っていくとなるならば、これは農協さんとの協議が出てくる場合もあると思っております。

それから、当然、異業種の交流の場というのが一つの目的になりますので、異業種の方々の、1次産業にかかわる方ばかりではなくて、ほかの産業にかかわっていらっしゃる方のお知恵を拝借しながら、この施設の運営をしたいと思っておりますので、当然、料飲店組合さんに御相談したり、商工会議所あたりと御相談したりという話になってきますし、その方たちとの連携は強めていく必要があると思っておりますし、現に動きかけようといたしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第8号は会議規則第36条第1項の規定により文教厚生産業委員会に付託いたします。

日程第5 議案第9号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5．議案第9号 鹿島市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。松本水道部長。

○水道課長（松本理一郎君）

おはようございます。それでは、議案第9号 鹿島市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書は15ページから17ページ、説明資料は6ページから7ページでございます。

別冊の説明資料の6ページをお開きください。

制定する理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公営企業法の一部が改正され、地方公営企業に係る毎事業年度に生じた利益及び資本剰余金の処分については、条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないこととされております。

新地方公営企業会計基準が平成26年度の予算及び決算から適用となりまして、これからの鹿島市水道事業の財政的基盤を確立し、もってその健全な運営に寄与することを目的とし、条例において、毎事業年度に生じた利益剰余金及び資本剰余金の処分並びに欠損の処理について必要な事項を定めるため、今回、条例を制定するものでございます。

次に、地方公営企業法の改正内容の概要につきましては、今申し上げましたので省略させていただきます。

次に、法改正後の本市における剰余金の処分に関する経過についてでございます。

平成24年9月定例会において、決算の認定を受ける決算書の内容と地方公営企業法で要求されます利益の処分等との整合性をとる必要性があることから、利益の処分と決算の認定を関連あるものとして同一議案とする提案を行いまして、昨年、平成25年9月定例会においては、地方公営企業法では個別に条文が規定されており、議会の議決を求める対象を明確にして理解するために、利益の処分と決算の認定について個別の議案として提案をしております。法改正後、過去2回、議会の議決をいただき、対応しているところでございます。

それでは、具体的な条例の内容について御説明いたしますので、議案書の16ページをお開きください。

第1条は目的でございます。地方公営企業法の規定に基づき、鹿島市水道事業にかかわる毎事業年度に生じた利益剰余金、資本剰余金の処分並びに同事業に係る欠損金の処理について必要事項を定めることにより、水道事業の財政基盤の確立と健全な運営に寄与することを目的と定めております。

第2条第1項では利益処分の方法で、積み立て方法について定めております。

第2条第2項では、前項各号の積立金について、当該各号に定める目的以外には使用することができないことを定め、ただし、議会の議決を経て積立金を目的以外の使途に使用することを定めております。

第3条第1項は、毎事業年度において利益が生じた場合、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもって埋める。

なお、欠損金を埋めた後、残額があるときは、20分の1を下らない金額を減債積立金に積み立てることを規定しております。

第3条第2項では、なお残金がある場合、残金を利益積立金、または建設改良積立金として積み立てることができることを規定しております。

17ページをごらんください。

第4条では、欠損の処理としまして、毎事業年度、欠損を生じた場合、欠損金は前事業年度より繰り越した利益をもって埋め、欠損金に残額があるときには利益積立金で埋めることを規定しております。

第4条第2項では、前項の規定により利益積立金をもって欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すことを規定しております。

第5条は、資本剰余金の処分として利益積立金をもって欠損金を埋めても、なお欠損金に残額があるときには、剰余金をもって埋めることを定めております。

第6条は、規則への委任規定でございます。

附則としまして、本条例は平成26年4月1日から施行に向けて提案をしているところでございます。

以上、条例の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定されておりますので、議案に直接関係する大綱質疑をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第9号は会議規則第36条第1項の規定により総務建設環境委員会に付託いたします。

日程第6 議案第10号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第6. 議案第10号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

議案第10号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の18ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、適正就学指導委員の名称が変更されることに伴いまして条例を整備したいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料の10ページをお願いいたします。

2点目の改正内容の中ほどにあります。教育委員会所管の「鹿島市適正就学指導委員会」について、その名称が4月1日から「鹿島市教育支援委員会」に変更することに伴いまして、費用弁償支給条例中にある委員の名称につきましても、「適正就学指導委員」から

「教育支援委員会委員」へ変更するものであります。

条例案といたしまして、議案書の19ページをお願いします。

鹿島市特別職の職員で非常勤のもの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

別表第1中「適正就学指導委員 日5,000円」を「教育支援委員会委員 日5,000円」に改める。

附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上で説明を終わりますが、御審議よろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。

議案第10号 鹿島市特別職の職員で非常勤のもの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。起立全員であります。よって、議案第10号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第11号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第7. 議案第11号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

議案第11号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の20ページをお願いいたします。

鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由といたしまして、地域手当の支給に伴いこの案を提出するものでございます。

議案説明資料の17ページをお願いいたします。

説明資料の中ほどにございますが、鹿島市におきまして平成26年4月1日以降、佐賀県市町村等職員実務研修といたしまして、佐賀県首都圏営業本部流通観光担当へ職員の派遣の予定があることから、平成17年人事院勧告の趣旨を踏まえ、当該職員へ地域手当を支給することとしたいので、提案をするものでございます。

3点目の主な改正内容でございますが、国家公務員の地域手当に準じ、給料、管理職手当及び扶養手当の合計額に、在勤する地域に応じて18%——1級地といたしまして東京都特別区——を上限とする割合を乗じて得た額とする。これは条例の第10条の4に当たります。

また、勤務1時間当たりの給与額の算出——第16条、期末手当——第19条、及び勤勉手当——これは第20条につきまして、地域手当を反映させることなど所要の改正を行うものでございます。

11ページから16ページまでは、先ほど改正内容による新旧対照表でございますが、説明は省略させていただきます。

議案書の21ページをお願いいたします。

鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例案といたしまして、第2条第1項中「扶養手当」の次に「、地域手当」の条文を加える。

第16条、第19条、第20条、第21条につきましては、地域手当の条文を追加することによりまして、先ほど説明いたしました勤務1時間当たりの給与額の算出、期末手当及び勤勉手当についての所要の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

全協のほうでも御説明はいただいておりますが、質問をしていきたいと思っております。

つまり、これは市の職員を東京のほうに派遣するための賃金給与の改定ということですが、要するに、東京では物価その他で生活水準が高いということで、それに合わせるということのはわかりますね。

それで、具体的にお尋ねをしたいのは、先ほどの説明では実務研修で派遣をするという御説明があったと思いますが、具体的に派遣をされて、その人の仕事内容というのはどういふのがあるのか、お尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

現在、首都圏本部のほうでは、佐賀県の観光、あるいは流通等、あるいは企業誘致等の部

署でいろんな、関西方面での活動といいますか、そういうことをやっておられます。市の職員がそこに派遣されることに伴いまして、県の職員と同じような、あくまでも仕事内容、業務内容につきましては県の業務の一環として行っていくということでもあります。

そういう中で、職員として関東方面で地域の産業のいろんな情報発信とか、そういうことについて、あくまでもそういうノウハウを、人材育成として研修する場、さらには、当然今、鹿島市が取り組んでおります6次化とか、あるいは農商工連携とか、そういう部門での情報発信等も兼ねて担当するというふうなことになってこようかと考えております。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

県の仕事の一環を担うような形だと思いますが、具体的には市の業務もあるわけですが、じゃ、その業務に関する予算については、いろんなのがあると思いますが、それは県の予算なのか、それとも市が独自の予算も持つのか、その辺についてお伺いします。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

基本的には職員の研修を第一義というふうに考えております。そういうことでいろんな、職員の給与とか、先ほど申し上げました地域手当とか、そういうことにつきましては市のほうで持つという形になってきます。ですから、これまでもいろんな、佐賀県への研修派遣という形と同様ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

ちょっと私の質問の仕方が悪かったんですか、人件費については当然そうですね。ほかにいろいろ仕事があるわけでしょう、鹿島市独自のいろんなね。全協のときには、企業誘致だって、そういう言葉だって出てきましたよね。だから、そういうもろもろに関する市直接の問題についても、それは県の予算の範囲でやられていくのか、それとも、それは独自に鹿島に必要なものは組まれるのか、その辺をお尋ねしているんです。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

ちょっと質問の内容を私が十分理解できなくて申しわけありません。

予算的には市の予算ということで組んでいくという形になります。具体的には、市のほうとしてはいろんな、当然、東京ということになりますので、宿舍とか、そういう手配は市の

ほうで持つということと、人件費も含めて市のほうで対応するということでございます。

(発言する者あり)

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

ちょっと補足して御説明申し上げます。

基本的に、私どもは職員を佐賀県東京本部のほうに派遣をいたします。派遣された先で、佐賀県の業務命令の中で、その費用の中で事業を行っていくのがまず本分であります。

ただ、先ほど申しましたように実務研修という面もございますので、人件費等につきましては鹿島市が負担をすると、そういうことでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

全体的な業務としては県の予算でということですが、私が一つ心配をしますのは、ちょっとそういう話も耳に挟みましたので心配するのは、行かれた職員の向こうでの生活の問題ですね。

と申しますのは、先ほどからも出ていますが、鹿島市の観光の問題だとか、それから、例えば企業誘致の問題もあったりして、それから、いろんな鹿島市を発信するとか、相手のあることですよね、それを発信するに当たっては。じゃ、その相手のある人との交際というのが出てくると思うんですよ、どうしても。ただ単に事務的に済む分と、済まない分があると思うんですよね。

だから、そういう面では、例えば交際費などというのがそのようになってきたら、今、交際費はあんまりありませんね、市長の交際費だってないし、議長の交際費だって、もうよっぽどじゃないとありませんが、しかし、こういう部門になりますと、おのずからそういうのが出てくる可能性は大にあると思うんですよ。そのときに、そういう必要な予算、極端に言えば昼食費だって出てきますよね。そういう予算が、県の予算で、交際費で上げてもらえるのか、それとも——いや、そういうことはできませんよと県は言うと思いますかね。

ということになりますと、職員がみずからの、幾ら東京のあれに合わせて給料が上がったとしても、それはその人たちの生活を守るための分ですから、業務に使うことは許されないわけですからね。しかし、そういうことは考えられるんですよね。そういうところは全くお考えになっていないのか。そういうことはしちやいかんぞと。しかし、例えば一緒にお話ししていて、昼になりましたね、じゃ、食事でもしましょうか、割り勘しましょうよと言えないときもあると思うんです。

全協でも言いましたが、鹿島のように650円のラーメンでは済まないんですよね。そうい

うのが少しずつでも積み重なっていくとなったら、職員の人は幾ら何%か上乘せしてもらったって、これは大変だと思うんですよ。だから、その辺について本当に仕事を積極的に表に出てやっていこうということになれば、そういうことが大いに出てくる可能性があるわけですが、そういう御心配とか、そういうことはお考えになっていないのかどうかですね。やってしまえばそれでいいんじゃないわけですからね。どうなんでしょう。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

基本的な仕事につきましては、派遣をされた先の、佐賀県のやり方ですと仕事を行っていきます。そういう中でのルールに基づきますと、公的な支出は佐賀県のほうでしていただけるものと思っております。

ですから、我々といたしましては、個人の職員の給与の東京に派遣する場合の補填の場合、足りない部分につきまして、今回、法律に基づき条例をお願いして派遣の体制を整えると、そういうことで考えているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

机上の考えとか皆さんのお考えの中では、それでいきますということになると思いますが、しかし、具体的に活動を始めたときに、私は絶対それでは割り切れないと思うんです。それは、あなたのやり方が悪いんですよと言われるかも知れませんが、その行った人。

ですから、そういうことにならないように、行かれたときの向こうとの、どういう状況の仕事をやっているのかというのは密に実態を調べるとか、それから、たまには報告に帰ってもらうとか、例えばほかの業務で東京に行くことも皆さんおありでしょう。だから、そういう人たちの実態というのをよくつかみながらね、せっかく行ってもらったんだけど、そういう負担をかけて帰りは借金の山やったばいと、サラ金のカードのいっぱいあったばいと言わんでいいようにね、そういうことだって考えられるんですね。今カード1つ入れたら、すぐお金は借りられるわけですから。そういうことになってはだめなわけですから、その辺については、ずっと行く間に、やっぱりちゃんとした監督といいますか、報告業務ですか、そういうのを密にしていくということをぜひやっていただくということをお願いして、終わりにしたいと思いますが、まだ御答弁があるようですので、どうぞ。

○議長（松尾勝利君）

橋口産業部参事。

○産業部参事（橋口 浩君）

今、議員申されるように、県といたしましても多分交際費というのはないかというふうに

思っております。

今ありましたように、こちらからの情報発信というふうな面では、今後、26年度予算でお願いをしていきますけれども、農商工連携推進事業の中に、そういった新規作物の配送に対する運送費とか、いろんなものをまたお願いしておりますので、そういった中で、なるだけ行った者については負担をかけないというふうなことでやっていきたいと思っておりますので、しっかりと東京で頑張ってきていただきたいなというふうなことを思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

私がここで話したことが、私の心配のし過ぎで済めばいいわけですが、そういうことのないようお願いをして、終わりにしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに。10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

ちょっと一、二件、御質問いたしたいと思えます。

今るるお話を伺っていますと、その中で佐賀県のやり方でやっていくということであるお話がされました。

私は、当初、課長のほうから説明があったときには、観光とか企業誘致等とかと言われたですね。ということは、佐賀県のやり方でやっていく中でも、鹿島市が派遣する首都圏への派遣、これは私たちもいろいろと東京へ過去に陳情とか要望に行ったときには、当然その首都圏の事務所を通じて、その中でいろいろお世話していただき、そこから要望等の活動をしてまいりました。

今回のこの説明をいろいろお聞きした上で、私が心配なのは、要するに一言で言えば人脈づくり、これをやっぱりやっていかなければいけない、そういうものが当然出てくるんじゃないかと思えます。こういう中で、今いろいろ費用面で、首都圏の地域手当等で18%やっていく中でこれも賄っていくという、私はその考えが頭の中に浮かんでまいります。期間は1年か2年かと思えますけど、その中で、一番鹿島市にとって、観光にしても企業誘致等にしても有利な情報発信ができるような、そういうものを兼ね備えて帰ってこられるんじゃないかという思いもします。だから、帰られてもノウハウを生かした鹿島市の活性化とか、そういうまちづくりもなってくるということを私は理解していますけれども、その点、今の説明ではあんまり私自身が先走ったような言い方になっているのかわからんですけど、その点からちょっとお聞きします。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

議員申されますように、今回の派遣の趣旨というのは、関東でいろんな営業を兼ねて、いろんな形でいろんな人間関係ができてくると思います。そういう中で当然、研修としての目的の大きな一つは、ノウハウ、あるいは人脈、そういうものをきちっと構築していけるような形での研修という部分は大きいものがあるかと思っています。

そういう中で、今、県との研修期間は、基本は1年でずっと協議書を交わすというふうな研修内容になっておりますけど、現在のところ3年間というふうな考え方をしているところです。そういう中で、戻ってきた後の配置等につきましても、ぜひそれを生かせるような形の人事といいますか、そういうことは重要でなかろうかというふうに考えているところです。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

今、課長が申されたとおり、私もそのあたりは、やっぱり3年間と言われ、そして帰ってこられても、人事の面ではそういうノウハウ生かしたのって、それはわかります。

今回も、特に今からの鹿島市の課題というのは、観光、企業誘致等、そういうものがあるんじゃないかと。県の情報をいかにしてまた自分のまちに生かせるかということで、企業誘致にしても、それは立地条件がいろいろあります。例えば鹿島市へ来る予定でも、そこまでできていたものができなかったという例はいっぱいあります。これは、要するにその立地条件等、環境的な条件とかいろいろ兼ね備えた中でできるものと思っていますので、やっぱりこれには相手さんがいます。だから、来られるときも、大中の企業、または小にしても、そういう面ではそういうものを兼ね備えておかにゃいけないけれども、まずはやっぱりこの人脈が必要です。そして、ノウハウを生かしたものにしていかにゃいけない。

これがね、もう1つ鹿島市にこれを兼ね備えることによって一つの前進ということも考えますけれども、その行かれた方が帰られても、そこに一つの、例えば3年間の中で、年に何回か知りません、その情報の発信をね、何回か市との連携をするために帰ってこられるとか、または、情報、連絡等で、こういう情報がありますよとか、こういうところがありますよって、むしろ伝えてもらえることも理解しております。

そういうことも含めて、例えば仮に行かれた方が帰られても、要するに何か一つの――心配なのは、今先ほどからあったとおり、その人脈づくりのために余りこれが、そこに行っても集中されて、悩み抜かれて、帰ってこられたときに本当にその方が自分のもの以上のものを発揮できるのかというのが一つの心配でございます。まあ先のことね。

ただ、佐賀県の職員の首都圏への派遣という、勉強するために行かれると。情報発信でも

あれば発信するという考えだけやっただけいいけど、ここにね、私も何回も言ったけど、人脈づくりというのが最大のメインじゃないかと私は思います。

これを前もって言えば、募集された方が二、三名おられるということを全協の中でお聞きしています。その中で適した方を選ばれて行かれますけど、この派遣される方はもう決まっておられるんですか。それとも、今は面接か何かされるのか、もう派遣される方は決まって、この方でもうお願いしますということが決まっているのか、その点どうでしょうかね。今のこと、いろいろ私の質問を兼ね備えた中で答弁をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

人事のことですので、公表といたしますか、それはまだ行っておりませんが、本人に内定という形での通知は行っております。

先ほど来、いろんな活動の中で、本人の負担といたしますか、当然それなりの覚悟というのは必要じゃないかと思っております。研修を含め、あるいは鹿島市の情報発信、それと年数回、本当に綿密な話が必要な場合は鹿島のほうに戻ってきてというふうな形での協議、あるいは連携は十分していかなければいけないというふうに思っているところです。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

内定でほぼ決まっているんじゃないかということで、今、課長のほうからありました。

最後にいたしますけれども、私が言わんとするところは多分執行部の方おわかりと思えます。ただ研修に行くだけというだけじゃなく、それにプラスね、人脈を生かした、そういうものを鹿島へ情報発信として持ってくるということで、そういうことを切にお願いしておきます。ただ最終的にこの方が、それはまた次の段階ですので、どのようにしてお仕事をされるのかですね。

1つ最後にお伺いしますが、市長あたりは所用とかなんとかで、いろいろ用事で東京に行かれると思います。その中で、東京事務所あたりにひょっとしたら寄られることが、今までもあったかと思えますけど、これからも多分行かれると思います。そういう中で、鹿島の市長として、派遣した以上、そこに何かのアドバイスとか、また、情報交換等あったらそこに直接でもお話しできる機会があるわけですけど、そういうことに対する市長の考え方を聞きして終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えをしたいと思います。

これ正直言って、行った職員は大変だと思うんですよ。というのは、役割がいっぱいありますからね。県のグループも、チームの中の一員としてしっかり働かないといけないということをまず期待されると思いますよね。

それからもう1つは、鹿島市の人間だからというので、鹿島に都合のいい——都合のいいというか、利益になるような、つまり市益を考えて行動しないといけないということになると思います。

それからもう1つは、せっかくそういう情報も経済も、我が国の政治の中心地に来たから、何らかのものを身につけて帰りたいと、そういう意欲はあるんじゃないかと思うんですよ。私は、そういう派遣をした側の人間ということは、もちろん本人に責任がありますから、ある程度きちとした情報交換をしないといけないと思いますが、私はむしろ、そういう人たちが、かつて私が東京におったときにお見えになっていた経験をお話ししますと、似たようなケースで、市町村の職員なんだけど——佐賀県と言うといけないですね、ある県の、そういう研修の役割を負いながら、役所の中を行動しておられたということ存じ上げておりますので、一番難しいのは、最終的な行動のとき、大概、単独行動になるんですよ。そういうときにチームを組んで、どやどやどやって来んさっことってめったにありません。1人でお回りになるというときに、その人の、何というんですかね、本家というんですかね、本籍というのかな、そのことに軸足を置かれたらチームの中でちょっと浮いてしまう。

だから、現住所の仕事を一生懸命やられたら、今度は本籍から、おまえ何ばしよっとかと、給料はどこからもろうとつか知っとつかみたいな話になると。その辺のあんばいをうまくやらないといけない。それをむしろ、私は情報を取られる側の立場で経験をしたことが、1つや2つではありませんので、そういうこともアドバイスをしたいなと思っております。

送り出した側からすると、それはもう鹿島市のために一生懸命、給料どおり、あるいは給料以上にですね、何か情報を持ってきたり、こっちのものを伝えたりということをしてもらわんといかんということになるかと思います。少なくとも、先ほど課長が申し上げました、一応内定をしておる人間については、いろんな方の御意見を整理して、今言ったようなことにきちんと耐えられるだろうと、東京に行っても頑張るんじゃないかという期待をして送り出すということですから、行った途端に実績を出すということは、これはなかなか難しいと思いますが、ある意味では長い目で、それから、そういう幅広い目で見てやるということも必要かなと思っております。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

市長はかつて、そういう立場でおられて、迎え入れられた立場ですので、そういうことは

十分わかった上でいろいろアドバイスもされていかれると思います。あくまでも、一緒になったというよりも、やっぱり鹿島市から派遣されたという思いを本人が持って、忘れなくやっていかれたら、市長との、またいろいろ部課長との実のある話ができるんじゃないかと思っています。

そういうことを最後に申し添えて、今の市長の答弁を私、頭に描きながら、また、その人も描きながら、余り当初からプレッシャーをかけるとか、そういう思いで言っているんじゃないありません。あくまでも人脈をつくっていくことが鹿島市への将来の利益につながるということの思いで、今、市長が言われたけど、高い給料というかな、手当をつけてもらった、そのものを忘れないでやっていかれることを希望して終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありますか。6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

一、二点、ちょっと質問をさせていただきます。

委員会で説明を受けておりましたので、その時点では、まあ、そういうものなのかというふうな感じを受けておりました。ただ、先ほどから何人かの議員のほうから質問とかを受けて、その答弁を聞いている中でちょっと感じたことがございます。

まず、これは首都圏のですね、県のほうに行かれるということですが、これはもう数年ぐらい前から県からの呼びかけとかがあっていたんですかね、それとも今回こちらのほうから提案として出されたのか、それをお答えいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

県への派遣ということにつきましては、これまでも鹿島市がどうかというふうな、派遣に対する案内というのは来ていたところですよ。これまでも、当然、佐賀市とか有田町とか派遣されている事例がございますが、今回、特にいろんな、こういうふうな活性化施設等もでき上がって、6次産業云々ということで大きな流通という分野に力を入れていかなければいけないんじゃないかならうかというふうなこともありまして、今回その派遣に鹿島市も応募したということで進めてきたところでございます。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

今、課長の御答弁を聞いていると鹿島市も応募したと。それでは、県内から市町で何人ぐらいの方がここに研修というか、されているんですか。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

現在、首都圏本部のほうに市町から行かれているというところは、先ほど申しましたように佐賀市から1名と有田町から1名ということで、これが来年も継続されるか、その確認まではとっておりませんが、25年度は2名ということでした。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

はい、ありがとうございました。もう少し県内の市のほうからは行かれているのかなという気がしておりましたが、わかりました。

それと、今回3年間の予定ということで市の職員の方が首都圏に行かれるわけですが、多分、選考の過程の中である程度、中堅以上とか、いろんな基準があったと思うんですが、3年間と考えると、その間の職員の補充はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

職員に対しては職員採用計画を持っておりましてけれども、これについて現在進めているところです。来年度までというのがいろんな、人員の確保ということもございまして、総合的に人員配置を今回検討したところです。

といいますのは、御存じのように給食センターの職員が本庁に来られるとか、あるいは今後いろんな事業があるということでの人事配置を検討してきた中で進めていきたいということで、あともう1つは、26年度に基本的にもう少し職員人事の見直しといいますか、再度検討するということがされておりますので、26年度につきましては今の対応でできているというふうに考えているところです。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

そのところの人事といいますか、適材適所、今進めているニューディール構想、これがさらに加速して進んでいくと考えると、さまざまところにその適任者というのをはめていけないといけないんですね。多分これ、この首都圏に行かれる方はある程度、実力を持った方なんだろうと私は思っております。そういう方が現場から抜けていく、そこにどういふふうな補充をしていくか、ある程度、実力を皆さん職員の方が、若い方もつけているんだったらいいんですけど、それこそ特殊な業務とか技術職というのが以前からのこの鹿島市の課

題だったと思っております。そこのあたりをしっかりと考えていただく、これを機会とは言いませんけど、考えていただきたいなと思っております。

あと、これで1人、本年度から行かれる方、給与に関してはわかるんですが、ちょっと気になるのが通信費とか交通費、こういうふうなものは、また首都圏対応というか、そういうふうなものがあるんでしょうか。

ちょっと気になったのが、先ほど市長もおっしゃったように、1人で行動をしていく際のある程度の通信手段というものが、個人の携帯を使うものなのか、それとも市のほうからそういうふうなのは配付というか、貸与をしていくのか。それと、交通費に関しても6次産業、農商工連携等、さまざまな施設に出向くときに、公共交通機関を使うにしても、そういうふうな交通費が発生すると思うんですが、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

首都圏を移動されるとき交通費等がどういうふうな対応になっているかということでの御質問だというふうに思います。

今回派遣するに当たりましては、いろんな意味で、当然この後3月補正等をお願いしている部分等もございますけれども、基本的に先ほど来申し上げておりました宿舍、あるいはそこに赴任するための費用、そういうのは当然計上しているわけですが、今後、通信等も一部検討をしていた状況はございました。しかしながら、県にも県の通信手段といいますか、幾らか配備されているというふうな状況も聞いておりますので、これは今後の課題として、個人で使う部分とか公用で使う部分とか非常に難しい部分がございますので、詳しく状況を見ながら検討をしていきたいというふうなことで伝えているところです。

ちょっと交通費について、県のほうに詳しく幾ら出ているとか出ていないとか、そこら辺の確認は早急にしていきたいというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

橋口産業部参事。

○産業部参事（橋口 浩君）

今、松浦課長のほうからございましたけれども、一応県のほうにつきましては日額の出張旅費というのがございます。これにつきましては、どこまで出た、これに対して幾らという規定がございますので、出張する分についてはその分に対応されるかというふうに思っております。ただ、通勤等におけるものについては多分、個人負担になるだろうと思っております。

あと、通信費につきましては、通常は携帯電話については個人でございます。県のほうといたしましては、今タブレットを個人に配付するというふうな計画があるようです。現在の

ところは、首都圏営業本部には3台あるというふうなことを聞いております。1台については観光と流通を担当する部署、もう1台は企業誘致をする部署、もう1台予備にあるというふうなことを聞いておりますので、一応今後は県としても、それを個人に1台というふうなことで今後進められていくと聞いております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

橋口参事がよく知っていらっしゃるんでしょう。説明をしていただきました。わかりました。

先ほど松尾征子議員からも話があったように、予想だにできなかった出費というのは、やはりかかってくるのかなという気がしますので、現在、佐賀市と有田町のほうでも、そういうふうに行っているということだったら、少しそのあたり聞かれて、そして十分に活動範囲が広げられるようにしていただければなと思っております。

あと、この方にプレッシャーをかけるわけではありませんが、月ごとの月次報告、レポート、そういうふうなのはどういうふうになっているのか。それと、この方の所属部署は今後どこになるのか。企画なのか何なのか、教えていただけますか。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

所属につきましては、一応今、業務的に観光あるいは流通というふうなことで申し上げましたとおり、産業部の所属で考えているところです。

それとあと1つ、レポートの提出をとということでございます。基本的に、当然大事な、本当に月間のレポートというのは必要性を感じておりますので、どういう形でやっていくか、そこを整理していきたいというふうに考えます。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

はい、ありがとうございます。

初めてのことでですから、いろいろ戸惑うところもあると思いますが、そのあたりしっかりと整理をして、そして出発していただくようお願いをしたいと思います。戻られて、年内のうちに何回かこちらのほうに来られたりするとき、何かしらのそういうふうな報告等も私たちにいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

らのほうに出向くだろうと、そこのあたりを見せていただいて、総合的に、じゃ、何人の職員が鹿島市にとって必要なのかというものを私たち議員にも御提示をいただきたいと思ます。よろしくお願ひします。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

質問をいたします。

今なぜ佐賀県の首都圏本部なのかと。今まで多少の上級官庁なりとの、あるいは民間の法人との人事交流、あるいは研修その他の名目のもとにされたと思うんですが、今回の地域手当の条例というだけでは、なかなか市民の皆さんもわからなくて、今やっつとですね、何でこの条例が出てきたんだということは、佐賀県の首都圏本部に職員を派遣するからということなんですよ。

改めて聞きたいと思うんですが、今までの説明されましたけど、少しまとめてですね、なぜ今、首都圏本部なのか、県庁の本庁のほうでもいいのになと。何であえて今そうなんだということ、ちょっと具体的に説明をいただきたいと思ます。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

議員おっしゃるように、研修先というのは佐賀県の県庁そのもの、あるいは首都圏本部、それから、極端に言えば海外の派遣と、いろんな形での派遣体制が組まれているところです。

今回、特に首都圏本部を鹿島市が望んだかといいますと、当然、先ほど来お話ししておりますように、産業の中で新しい産品といいますか、鹿島の産業の育成のために、いろんなブランド、あるいは新しい産品を開発して売出ししていきたいと。そういうふうな中で一番適正なのは、流通あるいは観光という面から、そこの担当部署へ研修、あるいは鹿島の活動の一助になるということで、今回派遣するということになったところでございます。

ですから、首都圏本部の中にもう1つ、企業誘致の担当部署、あるいは今回の流通観光という部署の2通りありますけど、流通、観光の面でそのノウハウと人脈、あるいは人材育成ということで派遣するということでございます。

○議長（松浦勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

首都圏本部を選んだという理由はわかりました。将来における鹿島市のあり方問題を含めてのお話だったろうと思ますね。そういう人材をつくるという意味が大きかろうというふうに思っています。

私も東京に行ったときに、実は伝統的建造物群が浜町を中心にしてありますから、文化庁のほうにちょっと顔を出したことがあります。そのときには萩市から、それぞれ指定を受けているそういう市町村から職員が見えてまして、名刺をいただいてお話を聞いたところもあります。しっかり頑張っている自治体は、やはり国の機関であれ、そういうところにしっかり根を張っているというふうなものを僕は改めて見ました。自分で実感をしてまいりました。財政的な、経済的な問題だけじゃないのかなと、やっぱりそれ以上のですね、まちをつくる上での根を張った情報をもろうための、そういう段取りを、よそのまちはしっかりしているなということを経験しております。

したがって、今回なぜ首都圏本部なのかということをあえて聞きましたが、やはり少し遅かったのかもしれないという気もしているわけですね。もう少し議論があってもよかったのかなと。

私の聞いた範囲で言いますと、随分、私たち若いときに、役所と民間との交流、いわゆる壁を外して、際を外していろんなお話をしてきた経過がありますが、そのときに県の本庁のほうに派遣された方がいらっしゃいまして、先ほどからお話がありますが、交際費の問題を含めて、いわゆる身銭を切るというか、そういうのがやはり実際としてはあるということなんですね。その方の話を聞くと、普通地元でできない仕事が、県庁のほう、本庁のほうでは勉強できるから、自分を教育する、磨き上げる、そういう意味での投資だと思って自分はやってきましたというふうなことをおっしゃっているんですね。

ただ、残念なことに、その方が県庁の本庁のほうで勉強してきたことが、鹿島市に帰ってきて、人事の部署の問題で、非常にそれが生かされない部署だったということでかなりショックを受けておられたのかなというのを思っております。

したがって、今後、人材交流する中で、いかに——今度行かれる人は特に大変だと思いますね。そういう意味では、経費面でも恐らく大変でしょう。地域手当という形だけでは済まない問題があるでしょう。でも、それはそれで、その人が自分を磨くという意味で行っていただきたいなというふうに思っております。

佐賀県においては、今コラボをしています。「FACTORY SAGA」なんていうのもありまして、あるいは今回ゲーム会社とのですね、佐賀県内の名所旧跡、あるいは特産品を含めた形のゲームができております。そのようなことで、佐賀県を売る、あるいは鹿島市を売る方法も従来とはちょっと違ってきているというふうに思っておりますので、そういう面も含めて勉強してきていただければなと思っております。

もう1つは、民間との交流の中で、「県庁の星」という小説があります。県の職員が民間に行って、スーパーマーケットに行き勉強してくるわけですが、その行った方が次の世代といいますか、次の役所の改革をされたという、そういう小説なんですが、非常に感銘をしたところであります。

そのように、人事の交流というのは大変でございますが、首都圏本部ということでございます。あるいは、鹿島が民間でお世話になっているいろんな企業もあったと思うんですが、そういう方面での民間という考え方は今のところどうでしょうか、検討されていますか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

議員おっしゃいますように、いろいろな研修は多様な研修があつていいと私たちも思っておりますので、いろいろな場面での一番適切な派遣、研修、そういうものを構築していくのが務めと思っております。

そういう中で、今、直接的に民間ということ、民間の企業というイメージでいきますと、今JAさんと職員の派遣、相互派遣の交流をやっているという事例はあります。そういうことでございます。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

そのように人事交流をする中で、職員に知識だけじゃなくて政策面も含めて勉強していただくということで、先ほどの例を言いましたけれども、3年間勉強をしてきて、そして鹿島に帰ってくる、そのときの職員の居場所だけは十分配慮していただきたいというふうに思います。職員の方は、全ての、オールマイティーのことを勉強しなきゃいかんけれども、勉強してきたところを生かせることをですね、場所を、居場所づくりだけはしておいてほしいというふうに希望して終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。——ちょっとしばらくお待ちください。

12時を過ぎております。午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

議案第11号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について、質疑を続けます。質疑ありませんか。3番勝屋弘貞議員。

○3番（勝屋弘貞君）

3番議員の勝屋でございます。よろしく申し上げます。

今回、首都圏のほうに、県の出先機関のほうに出向かれるということで、非常にいろんな

意味で研さんされることができると思いますので、しっかりと学ばれて、鹿島市のほうにフィードバックしていただければと思います。

内定者まで今決まっているということなんですけれども、どういうふうにして内定者を決められたのか、その辺を、公募されたのかなど、いろいろそういうことがあったのかどうか、お聞きしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

今回の派遣につきましては首都圏ということで、今までに市で取り組めなかったところを今回取り組むということで、職員の中に公募をとったところです。その公募の対象となりますのは、中堅ぐらいがいいんじゃないかなということ、年齢制限を30歳から42歳ということに範囲を定めまして公募をいたしました。その後、公募された職員については、作文を書いていただいて、面接等を行って最終的に決定したという経過でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番勝屋弘貞議員。

○3番（勝屋弘貞君）

どれぐらいの方が公募されましたですかね、人数は。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

応募された方につきましては、年齢的には40歳に近い方が2名、それと30中ごろといえますか、その方が1人ということで、男性2人、女性1人という応募の状況でした。

○議長（松尾勝利君）

3番勝屋弘貞議員。

○3番（勝屋弘貞君）

こういう機会があった場合には、市の職員も本当におのずから磨くというふうなことを忘れずに、なるべくならば多くの方が応募してくれればと思います。

先ほど市長答弁の中で、市の職員としても単独行動のときにはいろいろそういうことを考えて行動する場面があるみたいなことをちょっとおっしゃっていましたが、今回の場合は特命というか、隠密、ここで言ってしまうと隠密行動にならんですけど、そういうのが何か特別あるんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

先ほど単独行動しておられたというのは、主として省庁を回られる場合には、県によると思いますけれども、大体3名か4名かで省庁を分担しておられます。したがって、1人の方が、例えば、私がおりました農林水産省というところですが、2人お見えになることはめったにございませんでした。お1人でなっておられました。1つは、分担の関係だだと思います、継続性がありますから。もう1つは、県によるとと思いますが、そう複数で回るというほど余裕がなかったんじゃないかということと、これは主に情報収集とか、そういうことが主眼だと思いますので、交渉とかという内容からかなり離れますので、ダブルキャストになるということは余りなかったんじゃないかと思います。そういう意味の1人でお見えになったということで、決して1人がいいとか悪いとかじゃなくて、そういう背景があったんじゃないかと思います。

今回の場合は、特命があるかどうか、あるいはある分担をお持ちになるかどうか、それを私どもが決めるというよりは、むしろ県のチームの中でどういう分担になるか、場合によっては最初のうちはなれないから、とても単独行動はむしろロスが多いんじゃないかと思えますから、習熟するまでの期間は誰かのお手伝いをするとかということになるのかなとは思っております。

○議長（松尾勝利君）

3番勝屋弘貞議員。

○3番（勝屋弘貞君）

しっかりと県の仕事をやっていただければと思います。

それで、3年間限りということで、今回だけで終わるのか、また継続性を持ってやられるのか、やっぱり人脈づくりという面から見ましても、それを伸ばしていく、生かしていくと考えた場合には、第2、第3のまたこういうことを考えられたほうがよろしいのではないかと思います、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

3年後ということでございますけれども、今回初めてこういう形で派遣するというので、本当に期待するものは大きいわけですが、いろんな意味で3年間の実績、それに状況等を見ながら、今後のことについては判断していかなければいけないというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

3番勝屋弘貞議員。

○3番（勝屋弘貞君）

先ほど申し上げましたけれども、ある意味市の代表として行かれるわけでございます。しっかりと鹿島市のPRもやっていただかなきゃいけないと思いますし、最たるセールスマンとして鹿島市を売っていただかなければなりませんので、ぜひともそういうところを続けてまた行かれるような形でできればと考えております。その辺を考慮に入れていただいて、今後対応していただければと思います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

まず、給与18%増ということですけど、いろいろかなりの人脈づくりとか仕事関係、多岐にわたるんじゃないかなろうかと思えますから、180%だったら大丈夫じゃないかと思えますけれど、本当に18%ぐらいでいいのかなという思いがいたします。県の職員さんとの連携ということもあろうかと思えますけれど、鹿島市の中に企業がありますけれど、東京事務所、関東事務所等があると思えます。そういう事業所との関連、どれくらいの企業が東京事務所あるのか、また人員がどれくらいおられるのかという、そういう点の把握というのはできておるんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

現在、首都圏本部の営業本部の体制といたしますか、県の職員さんが25名程度おられて、そこに先ほど来申しております市町の職員3名が、今回含めて行くことになれば3名が派遣研修ということでの体制で業務をされるということになっているところですよ。

○議長（松尾勝利君）

暫時休憩します。

午後1時9分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

ちょっと質問の内容をよく理解しておりませんでしたので、申しわけありませんでした。

今、商工観光課にそういう調査したものがあるかということで確認しましたところ、そこまでは整理できていないということで、今後、必要があれば審査していきたいというふうに思います。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

必要があればということですが、多分必要なことはなかろうと思うとですね。やっぱりうまく連携をとってもらって、せっかく派遣された職員が有効に自分一人プラス、例えば10の企業が出張所あれば、そことコラボしてやってもらうということも必要じゃないかと思えますし、そうすることでかなりの成果が生まれてくるんじゃないかと思えます。

そういうことで、ぜひその点も補完を、市の本庁のほうからしていただければという思いでお尋ねをいたしました。

○議長（松尾勝利君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

御質問の意図、本当に必要なことだと思います。関東の範囲ではビバレッジさんとか祐徳薬品さんとかあることはわかっておりますけれど、そことのつながりがどうかというと、今のところありません。ですから、多分東京首都圏営業本部はその辺把握していると思いますので、情報をもってつながっていければと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

それで、冗談のごたっですけれど、もし独身でしたら東京のほうから嫁さんを連れて、子供までつくって3年後は帰ってくるというぐらいのノルマもかけてよかっちなかろうかと思えますけれど、ほかに新たにいろいろ先日はゆうあいの理事長さんとお話をしよったら、自分が仕事関係で半分は今は東京におりますよというような、そういう人もおられるんですよ。そういうこともありますし、また、東京だけじゃなくて、今から先は海外のほうに目を向けられているというところがいっぱいあるかと思えます。そういうことで、近いのは台湾とか中国、北京とかというふうなところも県が今開拓をされておりますけれど、そういう面でもいろんな形で、本当に今回やっとならと一緒になって対応ができるようになった、風通しがよくなったのかなというふうな思いで私は考えておりましたけれど、そういう点まで踏まえて、こっちから出ていくということもありますけれど、逆に東南アジアあたりから医療関係では交流もあっておるようですから、そういうようなことも考えた取り組みを今後していただければなというふうな思いでお尋ねをしております。よろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

せっかくの叱咤激励の御意見だと思いますので、先ほど正直言って、必要があればというのは少し弱気過ぎるわけでございまして、東京に行きますと、県人会というような組織もございます。それから、各学校などがOB会、同窓会を持っておられます。それから、場合によっては地域の東京在住のグループがあったり、いろんな方がおられますし、それから大企業では出先を向こうに置いておられますし、そういういろんな縦横斜めに張りめぐらした網があるんですけども、なかなかその網にひっかかっていなかった、それはなぜか、やっぱり情報の発信と受信に軸足が置かれてなかったということかなと思っております。したがって、今度は両方、せっかく鹿島というまちがいろんな形で少し目線を上げて、全国区に酒蔵ツーリズムなどになりつつあるなということであれば、東京でも頑張っってそっちを目を向けないといけないと。それから、情報を早くキャッチしないと手おくれになってしまうと。例えば、企業誘致なんかのときにある条件がなかったことによって、私たちのまちに決まりかけていたのがだめになったという痛い思いをしていますから、そういう問題の受発信をちゃんとやるというようなことを含めて頑張っっていただきたいと、そういう網がゼロじゃないんです。今度行く人だけにそれを頑張っってつくれというのも難しいですし、ちょっと余計なことですが、各役所の中には出身の県会もあるんですよ。だから、どこをどう担当されるかわかりませんが、そういう人脈という御指摘が何度かなされておりますけど、そういう人脈をつくるというよりもむしろ活用するというような形で頑張っっていただければなど、そういうふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

ありがとうございます。今、市長からあったようなことで、本当に情報の発信をすること、東京におられる人が情報発信できるような物心両面での本庁からの支援ということも必要じゃないだろうかというような思いがしますので、ぜひその点も踏まえて対応をお願いして終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第11号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第11号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第12号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第8. 議案第12号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第12号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。議案書は23ページから、議案説明資料は18ページからとなります。

提案理由は、地方税法の一部改正及び市税の納期の変更などに伴いまして、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

改正の内容につきましては、議案説明資料のほうで説明いたしますが、説明資料の18ページから39ページは新旧対照表となっており、40ページ以降で具体的に御説明いたしますので、議案説明資料の40ページをごらんください。

まず、改正理由ですが、地方税法の一部を改正する法律が昨年3月30日に公布されまして、公的年金からの市民税の特別徴収制度を見直すことや金融所得課税の一本化等の改正が行われております。

それから、本市の市税の納期を一部変更することに伴いまして、これらをまとめて鹿島市税条例、鹿島市税条例の臨時特例に関する条例及び鹿島市国民健康保険税条例の3つの条例において所要の改正を行うものでございます。

次に、2の主な改正内容についてでございますが、(1)の地方税法の一部改正に伴う改正で、税条例第47条関係でございます。①の1つ目が公的年金からの市民税の特別徴収制度の見直しで、これは公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図るため、現行制度では他の市町村へ転出した場合は、公的年金からの特別徴収をそこで中止し、普通徴収に切りかえておりますが、今回、特別徴収を継続できるようにするものでございます。

2つ目は、年金受給の際に徴収される個人市民税額を平準化させるために、仮特別徴収税額の算定方法を見直すというものでございます。

具体的には、図のほうで御説明いたしますので、資料の42ページの参考をごらんください。

まず、市外転出時の年金所得者に係る住民税の特別徴収の継続ですが、住民税は毎年賦課

期日1月1日現在の住所地に課税されます。現行では市外に転出した場合はその時点で特別徴収、いわゆる年金からの天引きを停止し、普通徴収に切りかえて納めることとなりますが、今回の改正で転出した場合においても、その当該年度中の特別徴収を継続することとしております。特別徴収は年6回の年金の支給月の4月、6月、8月の3回分の支給月を仮徴収、そして10月、12月、2月を本徴収として徴収しております。図の①で1月1日現在で鹿島市に住所のある方は4月からの年度の住民税は鹿島市で課税されることとなりますが、仮に3月31日までにA市に転出された場合、これまでは普通徴収であるのが4、6、8月の仮徴収が継続して特別徴収するということとございます。また、②の4月1日以降に転出された場合は仮徴収及び本徴収まで特別徴収ができるというものでございます。これによりまして、転出先において普通徴収による納付をせず済むという利便性が図られることとなります。

続きまして、図の下のほうの市民税の特別徴収制度の見直しでございますが、現行では仮徴収税額の算定方法は前年度分の本徴収額ということになっております。下の表の65歳以上の夫婦世帯の例で現行の欄をごらんいただきますと、仮にN年度の年税額が60千円とした場合、翌年のNプラス1年度の仮徴収額は前年度の本徴収の額ですので、10千円となります。この年に仮に確定申告で医療費控除があつて年税額が36千円となった場合、その年の本徴収額は年税額の36千円から仮徴収額の10千円の3回分30千円を除くと、残りの6千円の3分の1で2千円が本徴収となります。さらに、翌年のNプラス2年度で税額がまたもとの60千円に戻ったとしますと、仮徴収額は2千円で、その年の本徴収額は60千円から仮徴収額の2千円の3回分6千円を差し引いた残りの54千円の3分の1で18千円となります。このように一たび不均衡が生じたら平準化できないような仕組みとなっておりますので、これを解消するために、今回仮徴収額を前年度の年税額の2分の1とすることにより平準化を図ろうというものでございます。

右側の改正後の表をごらんいただきますと、年税額が減少したNプラス1年度での仮徴収額は、前年度の年税額60千円の2分の1の30千円の3分の1ですから10千円となり、本徴収額は現行と同様2千円となります。Nプラス2年度の仮徴収額は前年度年税額36千円の2分の1の18千円の3分の1で6千円となり、本徴収額は60千円から18千円を除いた残りの金額42千円の3分の1の14千円となります。こうしていきますと、年税額が2年連続したNプラス3年度におきましては平準化されるというものでございます。

なお、本改正は仮徴収額の算定を見直すものでありまして、全体の税負担の増減を行うものではないでございます。

次に、ページ戻りまして、40ページ、下のほうの②の金融所得課税の一本化等について、税条例附則及び国保税条例附則関係でございます。

これは税負担に左右されず、金融商品を選択できるように金融所得間の課税方式を均衡化し、また損益通算範囲を拡大するものでございます。

これも図で御説明いたしますので、また43ページのほうをごらんください。

これは個人の株式・公社債に係る譲渡所得等の損益通算のイメージ図でございますが、左側の点線内は現行で、個人に係る上場株式の配当等と譲渡損益、それから上場株式等の譲渡損益と非上場株式の譲渡損益はいずれも分離課税の譲渡所得とされ、損益通算ができます。また、一定の公社債の譲渡損益は総合課税の譲渡所得とされ、他の不動産所得や事業所得などと損益通算されます。これが右側の改正案では、平成28年1月1日以降、株式等に係る譲渡所得等の分離課税につきましては、まず上場株式等に係る譲渡所得等と一般株式等に係る譲渡所得等と分類し、それぞれ分離課税し、これらの所得間の損益通算はできません。そして、上場株式等に係る配当所得及び譲渡損益の損益通算に国債、地方債、外国債など特定公社債の利子所得並びに譲渡損益を加え、これらの所得間、そして上場株式等の配当所得、譲渡所得等と、いずれも損益通算をすることができます。また、一般の公社債の譲渡損益は一般株式等に係る譲渡所得等に含められ、非上場株式の譲渡損益と損益通算されることとなります。こうすることで金融商品間の垣根を低くし、また税率等の課税方式を均衡化し、公正、中立、簡素化を図るものでございます。

続きまして、41ページのほうに戻りまして、③その他でございますが、今回の改正にあわせまして、税条例の旧附則第19条の2から第19条の6まで、そして第20条、第20条の3及び第20条の5、それに国保税条例の旧附則第7項から第9項、第11項及び第16項の規定につきましては、単に課税標準の計算の細かい決め事を定める規定であるため、条例の性格を踏まえ、あえて規定する必要はないということで削除するものでございます。

次に、(2)の市税の納期の変更についてでございますが、現在、鹿島市では市税につきましては、臨時特例に関する条例によりまして、住民税、固定資産税、国保税の3税を集合徴収とし、毎年6月から翌年の3月まで10期に分けて徴収しております。通常、前期の納期は月末としているところでありまして、12月分の納期についてのみ12月25日までとなっておりますのを納期内納付の機会の拡大を図るため、これを28日に変更するというものでございまして、税条例第67条及び税条例の臨時特例に関する条例第4条の12月納期に係る分の改正を行うものでございます。

次に、3の施行期日でございますが、市税の納期に関しましては、本年4月1日から、割引債の償還差益については平成28年1月1日から、なお、それ以前の発行分については経過措置を設けております。公的年金の特別徴収関係につきましては平成28年10月1日、金融商品課税の一本化等に関する規定につきましては平成29年1月1日からとするものでございます。

なお、今回の改正は冒頭に申し上げましたように、市税条例、臨時特例、そして国保税条例の3条例をまとめて改正するものでございますが、国保税条例につきましては、先ほど申し上げました金融商品の一本化に伴っての税条例に基づいて国保税の所得割の算定基準を改

正するものでありますので、内容は税条例と同様となっております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

単純な質問をします。はっきり申し上げてよくわからないんです。わかりやすくお答えください。

この条例改正によって市民は得をするのか損をするのか、また、このことによって得する人がいるのかどうか。その辺についてずばりお答えをいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

お答えします。

まず、得をするか得をしないかという質問はなかなか難しいと思うんですけども、公的年金の特別徴収につきましては、納税者にとっては利便性が増すということで、これは得をするんじゃないかと思います。

それから、金融商品の一本化ということにつきましては、これは株の持ちようだと思いますので、どの株がもうけるのかというような質問に近いかと思いますので、この配当と譲渡損益の関係、損益通算ができるということでは、これまでよりもうまくなっていると、納税者にとっては有利になっているかと思えますけれども、上場株式と一般株式それぞれお持ちの場合は損益通算ができませんので、それぞれ上場株式同士の損益通算、それ以外の非上場株式同士の損益通算はできますので、株の持ちよう、それから他の所得、例えば、事業所得とか給与所得、その所得の多い少ないでまた申告の選択のしようがありますので、一概には言えませんけれども、これまでよりも選択の幅、有利に税を申告しようと思えば有利に働けるような制度になっているのかなというふうには思っております。

それに、納期の特例で12月25日の分を28日にしましたので、納税の機会、納期内納付の機会が拡大されましたので、それについては有利になっているというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

少しはわかったような気がします。

最後にしますが、金融所得関係で鹿島市で対象になる人が大体どのくらい、世帯いらっしゃるんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

お答えします。

これも分離課税になりますので、特別徴収を選択していらっしゃる方が申告をするかどうかというのは任意になっておりますので、そのときの他の所得が多い少ないかで選択をされるということになりますので、一概には言えませんが、平成25年度の配当所得を持っていらっしゃる方で申告をされた方、この方が大体165名いらっしゃいます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第12号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第12号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第13号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第9、議案第13号 鹿島市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

議案第13号 鹿島市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は29ページから30ページでございますが、議案説明資料で御説明をいたしますので、御準備をよろしく申し上げます。

議案説明資料の45ページをお願いいたします。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律

の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の制定に伴い、社会教育法の一部が改正されたことにより、社会教育委員の委嘱基準を定めることについて所要の条文の整備が必要となったため上程するものでございます。

主な改正内容につきましては、これまで社会教育委員の委嘱基準は、社会教育法で定められておりましたが、改正後は文部科学省令で定める基準を参酌して、各自治体の条例で定めることとなり、省令基準を条例の委嘱基準とするものでございます。

施行期日は、平成26年4月1日でございます。

参考までに、改正後の社会教育法の抜粋を掲載しております。下のほうの第18条をごらんください。

「社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。」と改正されています。

次のページになりますが、参酌すべき基準を定める省令第1条では、「社会教育法第18条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。」と定められております。

前に戻って、44ページをお願いいたします。

今回の条例改正の新旧対照表でございます。今回の改正内容の御確認をお願いいたします。アンダーラインの部分が改正になります。

第1条中「本市に社会教育委員を置く」を「社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、本市に社会教育委員を置く」に改め、第2条に、先ほど御説明いたしました（委嘱の基準）として「社会教育委員の委嘱は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から行うものとする。」を追加いたします。第3条以降は、第2条の追加に伴い、条が一つずつ繰り下がるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第13号 鹿島市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第13号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第14号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第10. 議案第14号 平成25年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

それでは、補正予算書と議案説明資料に基づき説明をいたしますので、お手元に準備をお願いします。議案書は31ページとなっております。

では、議案第14号 平成25年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について御説明をいたします。

お手元に補正予算書を準備ください。1ページのほうをお願いします。

今回の補正は予算の総額から496,595千円を減額し、補正後の総額を13,557,631千円といたすものでございます。

2ページをお開きください。

2ページから9ページまでは今回の補正後の集計表でございます。

10ページをお願いします。

第2表は継続費の補正でございます。

10款3項. 中学校費の東部中学校改築事業は233,610千円の減額補正を行い、補正後の総額を1,245,390千円といたすものでございます。25年度と26年度の年割額は右に掲げている額となります。

11ページをお願いします。

第3表は諸般の事情で予算の一部を平成26年度へ繰り越して執行する繰越明許費の一覧でございます。

さきの12月議会で議決いただきました事業に加えまして、第5次総合計画見直し印刷以下10事業で、総額107,799千円を平成26年度に繰り越して執行する予定といたしております。

また、JR肥前鹿島駅舎改築・駅前広場整備事業及び市民交流プラザ整備事業につきましては、12月議会において繰越明許費の議決をいただいておりますが、それぞれ事業費の組み替えの必要が生じたので、繰越限度額の減額、増額の補正をお願いするものでござい

ます。繰越理由は後だって御説明いたします。

13ページをお願いします。

第4表は地方債の補正でございます。中学校耐震補強事業は、国の補正予算等に伴い、新規に18,400千円を計上、中山間地域総合整備事業以下14事業は事業費の確定に伴い、総額380,400千円から241,100千円減額補正を行うものでございます。

15ページをお願いします。

15ページから18ページまでは今回の補正の事項別明細書でございます。

19ページをお願いします。

19ページから93ページまでは歳入歳出の今回の補正の内容となっておりますが、内容の説明は別冊の議案説明資料に基づき、後ほど説明いたします。

大きく飛びますが、94ページをお願いします。

94ページから101ページまでは一般会計の給与費明細でございますが、補正の中に人件費の補正が含まれておりますので、その明細等を示しております。

102ページをお開きください。

このページは継続事業に関する調書でございます。平成25年度から継続事業として実施いたしております東部中学校改築事業の本年度からの支出見込み額及び進捗率等を調書としてまとめたものでございます。

103ページは地方債の現在高調書でございます。右端一番下の8,540,396千円が今回補正後の市債残高見込みとなります。

それでは、補正の内容について御説明いたしますので、別冊、議案説明資料47ページのほうをお願いいたします。

47ページから49ページにつきましては、今回の補正の増減の比較表でございます。

50ページをお願いします。

ここから今回補正の歳入の概要を御説明申し上げますけれども、新規を中心に重立ったものを御説明いたします。

ナンバー1の個人市民税は給与所得等の増により45,000千円増額いたしております。

ナンバー4の固定資産税は、新規設備投資の増による償却資産の増によりまして、10,000千円増額いたしております。

ナンバー6の普通交付税は、交付額の決定により4,015千円増額いたしております。

ナンバー10の生活保護費負担金は、扶助費の増により13,500千円増額いたしております。

ナンバー12の社会資本整備総合交付金（道路事業）分は、当初分の交付内示減もありまして、18,573千円減額いたしております。

ナンバー13の社会資本整備総合交付金（経済対策）分は、国の補正予算に伴う10,500千円追加計上いたしております。

ナンバー15の学校施設環境改善交付金は、西部中学校の耐震補強を行うものでございまして、国の補正予算に伴い18,776千円新規に計上いたしております。

ナンバー19の妊婦安心風しん予防接種事業費補助金は、国の新規制度実施に伴い、281千円新規に計上いたしております。

52ページをお願いします。

ナンバー23の佐賀県先進的 I C T利活用教育推進事業臨時交付金は、電子黒板の整備に対する交付金20,800千円を新規に計上いたしております。

ナンバー24の佐賀県地域防災力向上促進事業費補助金は、自主防災組織が実施する防災訓練に必要な資機材の購入費に対する補助金132千円を新規に計上いたしております。

ナンバー26の環境美化寄附金は、株式会社スーパーモリナガ様から指定寄附をいただきましたので、199千円増額いたしております。

ナンバー27の財政調整基金繰入金は、歳入一般財源の増などに伴いまして168,000千円減額いたしております。

ナンバー28の公共施設建設基金繰入金は、事業費の確定などによりまして、256,800千円減額いたしております。

ナンバー30及びナンバー31につきましては、サマージャンボ、オータムジャンボ宝くじ収益金交付金が確定いたしましたので、サマージャンボ分が11,748千円、オータムジャンボ分につきましては6,928千円を増額いたしております。

ナンバー33の長寿・健康増進事業補助金は、佐賀県後期高齢者医療広域連合からのはり・きゅう助成事業に対する補助金1,200千円を計上いたしております。

ナンバー35の辺地道路整備事業債（中川内～広平線）につきましては、保安林の解除のおくれから74,200千円減額いたしております。

ナンバー38の緊急防災・減災事業債（防災拠点整備事業）分につきましては、対象事業費の確定によりまして、12,600千円減額いたしております。

ナンバー40の中学校耐震補強事業債は、西部中学校体育館の耐震補強を行うものでありまして、国の補正予算に伴い18,400千円を新規に計上いたしております。

54ページをお願いします。

歳出補正について、主なものを御説明いたします。

ナンバー1の一般管理費は、職員3名の退職手当56,544千円増額もありますけれども、給与支給額の削減分も含め、17,045千円減額いたしております。

ナンバー3のふるさと人材育成基金積立事業は、佐賀県先進的 I C T利活用教育推進事業臨時交付金等を積み立てるため20,809千円増額いたしております。

ナンバー4の佐賀県市町等職員実務研修事業は、平成26年4月から県の首都圏営業本部に派遣予定職員の宿舍使用料等1,639千円計上いたしております。

ナンバー5の国民健康保険財政支援対策繰出金は、基盤安定繰出金等の確定に伴い33,858千円を減額いたしております。

ナンバー10の児童手当支給事業及びナンバー11の児童扶養手当支給事業は、事業執行見込みにより21,115千円と15,376千円をそれぞれ減額いたしております。

ナンバー12の生活保護扶助費は、医療扶助費等の伸びによりまして18,000千円増額いたしております。

ナンバー16の衛生処理施設運営負担金は、鹿島・藤津地区衛生施設組合の第2処理場建設費負担金額の確定に伴いまして32,669千円減額いたしております。

56ページをお願いします。

ナンバー18の活性化施設運営事業は、活性化施設職員の雇用期間変更に伴いまして10,888千円減額いたしております。

ナンバー21の基幹水利施設ストックマネジメント事業は、事業費の確定に伴い県工事負担金を13,954千円減額いたしております。

ナンバー22の海苔養殖漁場環境改善事業は、ノリ養殖栄養塩低下に対する施肥に要した経費への一部補助金8,591千円を新規計上いたしております。

ナンバー24の辺地道路整備事業は、保安林解除の手続のおくれから75,395千円減額いたしております。

ナンバー25の社会資本整備総合交付金事業は、当初交付内示額の減及び事業費の確定に伴いまして31,053千円減額いたしております。

ナンバー26の社会資本整備総合交付金（経済対策）分につきましては、国の補正予算に伴い市道点検調査を実施するもので17,500千円新規に計上いたしております。

ナンバー28のJ R肥前鹿島駅舎改築・駅前広場整備事業は、事業内容の見直しにより15,000千円の減額となっております。

ナンバー29の地方都市リノベーション事業は、J R肥前鹿島駅舎改築・駅前広場整備事業の減額分の組み替え等によりまして、18,543千円増額いたしております。

ナンバー32の小学校耐震補強大規模改造整備事業は、七浦小学校の事業分の事業費確定に伴い27,445千円減額いたしております。

58ページをお願いします。

ナンバー33の中学校耐震補強事業は、国の補正予算に伴い西部中学校体育館の耐震補強事業を行うものでございまして、33,150千円計上いたしております。

ナンバー34の東部中学校改築事業は、事業費の確定に伴い153,882千円減額いたしております。

ナンバー37の借入金利子償還金は、新規借入金の利子の確定に伴いまして12,000千円減額いたしております。

ナンバー38の予備費で、8,193千円の減額調整を行っております。

59ページをお願いします。

平成25年度の県営事業に伴う負担金一覧でございますが、表の中の括弧書きが今回の補正額となっております。

60ページをお願いします。

平成26年度へ繰り越す繰越明許費の内訳と繰越理由の一覧でございます。

ナンバー1の第5次総合計画見直し印刷につきましては、計画見直しに不測の日数を要したため、事業費1,240千円のうち印刷費1,000千円を繰り越すものでございます。

ナンバー2の子ども・子育て支援事業計画策定事業は、電子システムの導入に不測の日数を要しましたので、事業費6,100千円のうち3,277千円を繰り越すものでございます。

ナンバー3の産学公連携事業は、研究用の牛の調達に不測の日数を要したため、事業費7,781千円のうち1,000千円を繰り越すものでございます。

ナンバー4の鹿島市活性化施設整備事業は、施設建設工事の競合によりまして、施設用品の搬入に不測の日数を要したため、事業費19,630千円のうち5,210千円を繰り越すものでございます。

ナンバー5の中山間地域総合整備事業は、施設建設工事との競合によりまして、舗装工事等に不測の日数を要したため、事業費47,161千円のうち10,500千円を繰り越すものでございます。

ナンバー6の地域農業水利施設ストックマネジメント事業は、地元との調整に不測の日数を要したため、事業費15,326千円のうち13,500千円を繰り越すものでございます。

ナンバー7の社会資本整備総合交付金事業及びナンバー8の中学校耐震補強事業につきましては、国の経済対策に伴うもので、それぞれ17,500千円、43,660千円の全額を繰り越すものでございます。

ナンバー9の伝統的建造物群保存地区対策事業は、技術者の不足により伝統的建造物の修理に不測の日数を要したため、事業費78,573千円のうち9,152千円を繰り越すものでございます。

ナンバー10の現年発生農地農業用施設補助災害復旧事業は、工事用進入路の確保に不測の日数を要したため、事業費7,041千円のうち3,000千円を繰り越すものでございます。

全体では、10事業、107,799千円を平成25年度から26年度へ繰り越すものでございます。

また、次のJR肥前鹿島駅舎改築・駅前広場整備事業は、事業費の見直しに伴い、翌年度繰越額を40,000千円から35,000千円に減額し、市民交流プラザ整備事業は、事業費増に伴い、繰越額を412,526千円から429,419千円に変更するものでございます。

62ページをお願いします。市債の現在高見込み調書でございます。

表の右から2番目の一番下の欄に8,540,396千円とございますのが、これが3月補正後の

市債残高見込みとなります。その右の欄の27,792千円は、昨年度との比較となっております。このうち、臨時財政対策債を除く、いわゆる建設事業債残高は4,361,983千円でありまして、前年度比211,358千円の減となっております。着実に減少しているところでございます。

63ページにつきましては、基金の状況を掲載しておりますが、説明は省略します。

以上で議案第14号 平成25年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

5番議員の角田一美です。2点ほどお尋ねをします。

今回もいろんな事業計画の甘さとか、あるいは不測の日数を要した理由で非常に多額の、せっかく当初予算で計上しながら、逡次繰り越し、12月補正で逡次繰り越し上げていただいているんですけど、またさらに逡次繰り越し見込み額がふえて、せっかく予算を計上しながら、事業を実施しないまま翌年度に繰り越す、非常にここ数年目立ってきておりますけれども、この逡次繰り越し以外で、今説明を受けた中で、議案説明資料の56ページの道路新設改良費で辺地道路整備事業(市道中川内～広平線)、予算減額75,395千円ということで多額の減額をされていますけれども、その理由として地元地権者との折衝や保安林解除手続等のおくれによる工事費、委託料の減というような形で、この辺地道路整備事業の中川内～広平線については、平成8年から継続事業でやってきていただいておりますけれども、平成8年度から23年度まで16年間で1,350,000千円の事業費を投資してやってきて、なおあと1,600メートルほど改良できなくて、平成24年度から30年度まで7年間さらに計画を延長して、7年間で6億円の事業をやるということで平成23年の12月議会で辺地道路計画の事業認定をもらって24年度から着手されておるんですけども、24年度の執行状況を見ても、61,000千円予算計上しながら60,865千円、25年度から27年度、いわゆる毎年度12月に事業実施計画の3カ年計画を予定していただいている中では、25年度から27年度までは320,000千円、大体年間1億円ちょっとずつ計画をされておりまして、それから、昨年12月議会のときも26年度から28年度までの3カ年の事業費も3億円の事業費をやる、実施計画を上げながらですね。今回25年度の決算を見ても、当初予算で約90,000千円ほど計上しながら15,800千円しか消化していないということで、74,000千円からの非常に多額の減額を補正されているんですけども、この理由にいわゆる保安林の指定解除がおくれたということですけども、その23年度に計画変更して、24、25年とも丸2カ年を過ぎているわけですけども、この保安林の指定の解除というのは、まだ告示されたものを見ていないんですけども、その保安林の指定解除の申請状況はどうなっているのか、まずちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

お答えいたします。

辺地道路整備事業の市道中川内～広平線の件でございますが、議員が申されているとおり、この路線につきましては1,700メートル程度ございますが、このうち4カ所が保安林指定になっております。これは水源涵養保安林ということで大臣の許可が必要になるということでございます。昨年の4月から佐賀県と協議をいたしておりまして、なかなか申請の許可をいただくというのが非常にハードルが高いということで、なおかつ、保安林を解除する場合はできるだけつぶれ地の面積を減らさないでほしいというのが原則でございますので、現在のり面のカットの部分が一番安い工法で見えておりまして、それでしますと用地のつぶれ地が大きくなるということがございますので、できるだけ用地のつぶれ地を少なくするために、現在土質調査を行いまして、斜面の工法検討を行っているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

5 号角田一美議員。

○5 番（角田一美君）

水源涵養の保安林指定ということで、大臣指定ということで、大臣指定の指定解除、原則として指定解除は認められないわけですが、公共事業の道路等についてはやむを得ないということで認められているんですけれども、できるだけ保安林の指定解除を少なくするという事なんですけれども、この延長1,600メートルの中で保安林にかかっている延長はどのくらいなのか、まずお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

延長までは把握しておりませんが、4カ所、少ないところでは本当わずかでございまして、一番大きいところが県道のほうから入りまして、左手の山の部分、川を渡りまして、左手の山の部分が300メートルぐらいあるかと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5 号角田一美議員。

○5 番（角田一美君）

この保安林の指定解除は、ずっと前段階の計画の段階からも保安林の指定解除等伴っていると思うんですけれども、今回も23年度に計画変更する段階である程度その分は見込まれたと思うんです。それが既に2年間もまだ申請がなされていない、またいつ予定が解除になるのかということで回答はなかったんですけれども、そうすると、25年度も約74,000千円から

の減額なんですけれども、26年度も約1億円の実施計画を上げていらっしゃるんですけども、これはちょっと来年度予算はまたこの後説明があるんですけども、私が見る限り56,000千円程度しか上がっていないんですね。そうしますと、25年度、26年度で約118,000千円程度の事業費がおくれているわけですけども、こういうような形で7年計画で26年までの予算の執行率を見ますと全体の20%ぐらいしかあっていないわけですけども、この指定解除の予定がいつぐらいなのか、それに伴ってこのおくれている事業がどのくらい延長、辺地対策事業の計画変更はいつの時点を出すのか、そこら辺をちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

保安林指定解除の期間でございますけれども、現在まだ設計中でございます。おおむね半年ぐらいは最低かかろうかと思えます。来年度56,000千円計上させていただいておりますが、保安林解除が一気に解除するわけではございません。箇所ごとに解除していくわけですが、その箇所が解除できましたら用地の御相談をしていくということで、今回は工事費等につきましては計上をいたしておりません。

それから、7年間の予算配分でございますけれども、確かに議員申されておおり、若干計画的にはおくれているということでございまして、予算配分につきまして今後、配分の見直し等も検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

今のお話によると、半年以上、いわゆる申請はまだやっていない、申請してから指定解除の告示とか、そういった手続をすると半年近くかかるということで、本年度は工事費は計上されていないという形で、せっかくこの計画をつくりながら、24、25、26、3カ年は工事に着工できないというような形で、非常に計画の甘さと同時に、保安林の指定解除というのは当然当初から見込まれて、長期間手続が要るということはわかっているわけです。そういった公共事業等に支障がないように、こういった農林水産大臣の指定解除については、いわゆる事前相談的な受け付けをやって、あらかじめ申請の前に協議を済ませて短期間で終わるような制度もあるわけですけども、実際行き当たりばったりのような感じがします。そういった感じで地元の方もせっかく、あと7年間で金原から中川内まで全線開通できると期待されているんですけども、7年どころか10年ですね、非常に残念がっておられる。そういった感じで、おくれた分をできるだけ前倒しで実施できるような形で用地取得あたりを先行してできないのかどうか、そこら辺の、その保安林の指定解除が終わらないと用地交渉はでき

ないのか、そこをお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

実は昨年度24年度、25年度ですけれども、これにつきましては地権者の同意を得るべく法線の決定をし、なおかつ地元説明会、地権者の説明会を行いまして、ある程度地権者の御意向といいますか、そういうものを含めまして法線の検討をしてきたわけですね。その中で、上っていきますと、左側が山、右のほうが田んぼということでございまして、極力田面、畑をつぶさないでほしいという御要望もございました。そういうわけで、若干保安林のほうに入ってしまったという経緯がございます。同意につきましては、地権者の皆さんの同意はほぼ得ているところでございます。

用地買収につきましては、これ保安林解除をいたしますときに、いろんな条件整備がございまして、できるだけ農林水産省サイドとしましては、保安林の解除を少なくしたいというふうな御意向がございまして、したがいまして、そうなりますと道路の法線が若干ずれてくるということもございまして、最初に協議をいたしますのは、早く用地買収ができますように、まず道路の線形を全体的に協議いたしまして、保安林の用地ができるだけ少なくなるような工法をとって、まず線形をはっきりさせたいということでございます。それから用地買収に入りますので、一通り保安林の解除の協議が終わらないと、なかなか用地買収には入れないということでございます。

○議長（松尾勝利君）

5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

保安林指定の解除についての協議が終わらないと、のり面の切り口とか、そういった関係で法線が決まらなると用地買収ができないということですが、そうするとなおさら事業計画がおくれますので、そういった指定解除の申請をできるだけ早くしていただいて、できるだけ早く着工するようにぜひお願いをしたいと思います。

それと、用地買収、ある程度同意はとれたということで、これから買収にかかれるんでしょうけれども、できるだけ道路幅員が狭いところから、早くできるところからできるような形で事業の前倒しを実施して、ぜひ早期に完成するような形でお願いをしまして、この件の質問は終わりたいと思います。

もう1つ、57ページの31番、新世紀センター（仮称）建設事業で、事業費は変わらないけれども、財源組み替えですね、地方債と公共施設建設基金12,600千円と28,000千円、合計の40,600千円、一般財源と組み替えられていますけれども、いろんな繰り越し、あるいは不用額が出てきた関係で一般財源が組めたということですが、この新世紀センター建設事

業についての起債対象経費については、あと交付金等の措置はないのかどうか、25年度の40,600千円について、財源組み替えをされた理由はどうなのか、そこら辺をお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

新世紀センターの財源組み替えですけれども、緊急防災・減災事業の要綱といいますか、その中で起債対象になる部分ということで、今回、1、2階の中に災害対策本部本体のオフィスと、それから1階、2階にいろんな消防用の施設とか、そういうのは起債対象になるわけですけれども、当然下水道課とか水道課、あるいは県の機関、オフィスの使い方をする部分が起債対象にならないということで今回補正をお願いした部分でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

最後にもう1点、63ページに積立基金の状況表を示していただいておりますけれども、その中の⑦番の地域福祉基金321,009千円ほど23年度末であって、24年度取り崩し、積み立てをやって、25年度末で320,648千円ほどありますけれども、毎年を取り崩しをしてみますと、大体利子相当額の、25年度では3,493千円、そのほとんどが社会福祉協議会の運営補助金3,426千円に充てられておりますけれども、社会福祉協議会の運営補助金というのは、これいわゆる市からの補助、事業としてはこれだけなのか、毎年度、この地域福祉基金の活用についてはもうこれだけ、ほかの徘徊高齢者家族支援サービス23千円と、ごくわずかな金額ですけれども、ほとんどが社会福祉協議会運営補助金だけに補助されているんですけれども、これもっとほかの活用方法はないのか。この地域福祉基金の対象として、これまでこういったものに、社協運営補助金以外になされてきたのか、そこら辺ちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

栗林福祉事務所長。

○福祉事務所長（栗林雅彦君）

お答えいたします。

7番の地域福祉基金でございますけれども、利息運用を主体といたしております。その中で、社会福祉協議会の人件費相当分を、1名分ですね、これは私どものほうから補助をしているわけでございます。あと、特別に事業がある分につきましては、これではなくて、次の事業費の中で補助をしております。また、あと残り介護サービス事業とか、こういったものにも若干使っている部分がございます。これは利息運用の事業でございますので、今のところこれに使っているというところです。

○議長（松尾勝利君）

5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

利子相当額を大体社協の運営補助に充てられておるといことですが、いわゆる社協の人件費なんですけれども、社協の局長さんですかね、大体市からの退職先となっているんですけれども、こういった社協の人件費が、社協の事務局長さんのほかに民間と競合するデイサービス事業をやっておられるんですけれども、デイサービス事業についても同様な形で、民間の高齢者施設の施設管理者等の人件費からすると非常に高いとお聞きしておりますけれども、そういった点で、どうして民間と同等のですね、競争してやられるサービス事業にこういった社協の運営補助金として、こういった地域福祉基金から一方的に出ているのかなと思って、ちょっとそこら辺をお聞きしたいんですけれども。

○議長（松尾勝利君）

栗林福祉事務所長。

○福祉事務所長（栗林雅彦君）

お答えいたします。

先ほど申されたのは、多分デイサービスセンターのことだと思いますけれども、これにつきましては、社会福祉協議会の6次事業でございます、そこに人件費が、私どもの補助金が使われることはありません。別に特別会計をつくられて、そこで会計処理をされておりますので、私どもの分につきましては、確実にその事業、あるいは社会福祉協議会本体の方の人件費に充てられているというふうなことでございます。

○議長（松尾勝利君）

5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

社会福祉協議会の事務局よりも、いわゆる社会福祉協議会もいろんな福祉事業、6次の事業をやっておられる、それについては行ってないということですが、結果的に見たら、市民の皆さんから見たら、同じ事業で地域福祉基金だけからやっておられると、そういった面での、もっと経営努力というか、いろんな市民の社会福祉事業全般にわたる事業を積極的に取り組んでほしい、そういった面で社会福祉協議会の市からの職員、それをある程度エイブルと同じような形での、いわゆる公募型、そしていろんな事業の展開をしてほしいというような要望もあるんですけれども、そういった公募型に切りかえる予定はないのか、あるいはそういったときに採用するとしたら募集者がいないとか、そういった心配があるのか、そこら辺ちょっとお尋ねですが。

○議長（松尾勝利君）

迎市民部長。

○市民部長（迎 和泉君）

まず、前段の部分からお答えをいたしたいと思います。

先ほど福祉事務所長がお答えをいたしました、社協さんに運営補助として8,200千円ぐらい補助をいたしております。そのうち、先ほどありました地域福祉基金の運用益の部分を回しております。これはちなみに、地域福祉基金は果実運用型の基金でございまして、原資は国から来ております。多分306,000千円ぐらいあると思います。それが生み出す預金利子というのを利用するというので、この分については目的がはっきり決まっております、高齢者等の保健福祉の増進を図る目的で使わなければならないということがございます。特に今社協のほうは高齢者福祉に力を入れておられますので、公益的な機関ということもございますので、そちらのほうへの事業ということで基金を使わせていただいております。

それから、議員おっしゃられました鹿島市からのというような言葉は、非常に私たちも気になる言葉なんです、決してそういうことではないと思います。たまたま市の職員が入っているということあるかと思えます。これは社会福祉協議会さんが市との連携も必要だということで、そういうことから人選をされていることだろうと思います。そういうことで、決してそのような言葉は果たしてどうかなという感じがしております。ですから、募集のやり方はいろいろな形でやられていることもございますし、私たちが社会福祉協議会にどうして下さいということ余り言えませんが、社会福祉協議会のほうの中で理事会とか、いろいろな協議会、検討できる組織を持っておられますので、そこの中で検討されて、結果的に鹿島市の職員のOBが入っているということだろうかと思っておりますので、そういうことで御理解をいただければと思います。（「議長」「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

暫時休憩します。

午後 2 時 29 分 休憩

午後 2 時 29 分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

先ほど市民部長のほうから、角田議員に対しての発言の指摘がございましたが、そのことについて角田議員の発言も含めてお願いします。5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

大変申しわけございません。私の表現のですね、市の職員が退職された後のですね、ずっと続いて退職者が再就職されているという感じでそういった表現を使ったことにつきましては、ここで訂正しておわび申し上げたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

質問はまだ続けてありますか。5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

そういうことで、市民の皆さんの声として、やはり社会福祉協議会の機能、働き、事業の活性化、そういった面で、いわゆる行政の退職者の方が行ったほうが非常に行政経験豊富、特に福祉部門については非常に複雑多岐にわたっておりますので、そういった経験豊富な行政経験者が行ったほうがいい場合もありますし、反対に民間と同じようないろんな事業を展開していく上で民間目線に立った経営も必要と、そういった形で公募型にしてほしいという意見もあるということだけは耳にさせていただきたいと思います。そういった形で、社協に対する人件費の補助8,200千円と、私、3,400千円の基金利子だけかと思ったんですけども、8,200千円ということは大体2人分程度の人件費の補助があっているというわけですから、なおさらのこと、そこら辺の社協の機能の活性化という意味で御提案を申し上げまして、私の質問を終わります。（「議運」「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

ここで10分程度休憩します。午後2時45分から再開いたします。

午後2時32分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで議会運営委員会を開催します。

暫時休憩します。

午後2時45分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

先ほどの議会運営委員会の結果について、議会運営委員長より報告をいたさせます。水頭議会運営委員長。

○議会運営委員長（水頭喜弘君）

先ほど議会運営委員会を開催いたしまして、先ほどの角田議員の発言に対して議論をいたしました。

その中で、まず当初、角田議員のほうから謝罪がありました。そこで、会議録削除に対しては後日精査して対処しますということで決定いたしましたので、その旨、御報告申し上げます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

それでは、質疑を続けます。質疑ありませんか。10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

3月の一般会計補正（第5号）に対してですけど、何点か質問をいたします。

まず初めに、この議案説明資料の50ページ、最初に、私、総務委員会のほうでも税務課のほうにはいろいろとお聞きいたしましたが、再度お聞きいたします。

ここの1番、2番、3番、4番、5番ということで、今、個人市民税現年課税分、また滞納繰越分、それから法人市民税現年課税分、また4番に固定資産税の現年課税分とか、それから5番に滞納繰越分とかあります。

備考のほうに増減の理由などということでここに書かれていますけど、その中で、調定額の増による収納見込みの増、給与所得及びその他事業所得等の増とかあります。また、次には徴収率の向上などによる増、徴収率が20%から30.55%にとということもあります。特にこういうことを見てみますと、大きく言えば景気動向が上向いたのか、それでこういうふうにして税収見込み額が上がってきたのか。そしてまた、県とのタイアップの中で収納率が向上して、ノウハウの上でこういうふうにして向上してきたのか、その点はどのように分析されているのか、その点からまずお伺いいたします。

○議長（松尾勝利君）

大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

お答えします。

まず、御質問の景気の上向きが図られているのではないかということですが、今回の補正につきましては、景気の上向きというよりは、まず当初の予算をかた目に見ていたということが、実際、調定を行ってみて増加が図られたということで、まず、個人市民税の現年課税分ですが、これにつきましては当初予測が不可能である譲渡所得が多目に入ったということが1つの要因であります。それとまた、その他事業の中での農漁業者の所得の増がある程度図られたということで、今回45,000千円の増の補正を行っているところでございます。

それから、固定資産税の現年課税分につきましては、土地とか家屋につきましては、ある程度、当初予算で近い数字がつかめますけれども、特に法人市民税は、法人の償却資産については新規設備、投資の増があって、申告されたことによって増加しているところであります。法人市民税も、当初はある程度かた目に見積もっておりますけれども、その法人の申告状況を見て今回5,000千円ほど補正を増加しております。

現年分についてはそういった状況でございますけれども、滞納繰越分の徴収につきましては、全て法人、個人市民税、固定資産税もそうですけれども、あと国保税につきましても、滞納繰越分については徴収率の向上が図られているところでございます。昨年とことしについても、昨年並みに徴収率がアップしております。これも1つは、議員がおっしゃるように県の滞納整理機構とのタイアップ、それから、ある程度の徴収の技術向上によるものだとい

うふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

課長の今の説明では、かた目に予算を見ていたと、それで若干ということですが、1つは、そう言いながらも所得の向上は幾らかあったということで、そういうことも見られていいんじゃないかという思いはします。その中で、こういうふうな数値としてあらわれてきたんじゃないかという思いもしますので、その点はわかりました。

それと、この徴収率の向上については、技術的ないろいろなものがありますけれども、鹿島市がされる必要範囲内の分で、いろいろされているということで理解します。余り厳しいところに、それにまた拍車をかけるような、そういうものはされていないんじゃないかという思いでいますので、その点は私のほうでそういうふうで理解いたします。

次に行きます。

51ページの13番、道路橋りょう費国庫補助金とあります。これは新規で、社会資本整備総合交付金、経済対策でありますけど、これが補正後で10,500千円していますけど、これは国の補正予算に伴う事業の前倒しによる増ということで新規に掲げられていますけど、このことに対して、私も橋梁については毎回、一般質問等でも上げていますが、この内容について少し説明をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

今回の経済対策の件でございますけれども、これは老朽対策、それから事前防災、減災対策などを中心といたしまして、国のほうで今年度、ことし2月6日に25年度補正予算が成立をいたしております。

これを受けまして、本市としましては市道の点検調査委託料を17,500千円ほど計上いたしております。

内容は、これまで橋梁の点検を行ってまいりましたけれども、今回の調査につきましては道路の附属物ですね、例えば街路灯についての腐食の度合い。それから、トンネルは当市ございませんけれども、カットしたのり面ですね、こういうところの崩落の危険性はないかということ。それから、擁壁に倒れ、あるいは崩壊のおそれがないか。それからもう1つは、舗装面ですね、路面の状態、凹凸がないか、ひび割れの度合い、こういうものをこの補正で行っていく予定にいたしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

今の説明では、橋梁直接よりも、かかわる部分の附属部分というか、のり面とか、それから擁壁、また舗装の状態を見るためのということで理解してよかですかね——はい、わかりました。

じゃ、このことに対して新規の経済対策で上げられていますけど、実際、橋梁の点検あたりも進んでいっていると思います。それをどうするかということが今からの課題じゃないかと思います。このインフラ整備ですね。

国のほうでもこの予算がおりていますけど、この橋梁の点検ですね、これに関しても大体目視で行われているんじゃないかと思いますけれども、この目視の状況、目視あたりに対して国のほうでも方向性が何か少し変わっているような状況を最近聞きますけど、この点に関して、目視という言葉自体は課長はどのように思われていますか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

目視点検といいますのは、通常、専門家の目でクラックの状態とか、それから鉄筋の露出状況、こういうものを、橋の下に潜りまして入念にチェックしていくというのが目視点検でございます。

今回、私どもが点検をいたしておりますのは全て目視点検によるところにあります。今回、詳細設計を行っておりますが、詳細設計に入りますと、今度は例えばコンクリートの強度の度合いとか、そういうものを調べるために、いろんな道具、打診検査とか、あるいはコアを抜いたりとか、そういう面で再度詳しい調査を行っていくということになっております。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

私がなぜこんなことを質問したかという、国の方向性として、目視といっても近距離目視ですね、こういう方向性が変わって、それに対する何か予算づけ、また5年に1度とか決めてですね、そういう方向性が出てきています。これが多分、夏以降あたりにはそういうとが発表になってくるんじゃないかと思いますので、その点ちょっとお話を聞きましたので、事前にちょっと目視の考え方についてお聞きした次第でございます。わかりました。

次に19番、保険健康課のほうで、妊娠安心風しん予防接種事業費補助金とあります。このことに関して新規事業になっています。この内容等について、私も今回の一般質問で上げていますけれども、まず内容等についてちょっとお聞きいたします。

○議長（松尾勝利君）

土井保険健康課長。

○保険健康課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

説明資料の19番ですけれども、妊娠安心風しん予防接種事業費補助金ということで、これは歳入のほうで計上しているものですが、これは昨年、風疹が例年と比較して全国的に流行の兆しを見せまして、佐賀県内でも同様な状況ということで風疹が流行をいたしました。そういったことで昨年の25年6月ですけれども、全員協議会のほうでこれに取り組みたいということで説明はいたしましたが、その内容で御説明をいたします。

全国的に風疹が流行したということで、補助制度を県のほうで準備をされました。それで、鹿島市でもこれに取り組みたいということで、対象者といたしまして、これまで風疹にかかったことがない方、それから風疹の単独ワクチン、または麻疹風疹混合ワクチンの予防接種を受けたことがない方、または接種をされたかどうか不明な方ですね、そういった方で、妊娠を予定または希望する女性、将来に備えて接種を希望する女性も含まれますけれども、その方と妊婦の同居者、その妊婦の方の御主人などですけれども、その同居者の方に対して、平成25年度から28年度まで4カ年ですけれども、予防接種を実施するというものであります。これは県が2分の1、市が2分の1を負担して、個人負担がなくて予防接種が打てるというもので、実施主体は鹿島市が行うということで実施をいたしました。

そういったことで、今回補正として新規で計上をさせていただいたのは、このとき歳出については、予防接種費用については既決の予算の中で対応するというので対応してまいりまして、今回、県の補助率は2分の1ということで、接種を受けた方の見込みが今回立ちましたので、そういったことで県からの補助金が確定したということでの補正となっております。

ちなみに、25年度12月までで29名の方が接種をされております。その後、1月から3月までを30名と見込みまして、59名分の補助金ということで今回計上をさせていただいております。

説明については以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

今の説明によりますと、もちろんこの前、説明あたり、ワクチンを接種していない方、または過去にですね、いろいろと今説明があったんですけれども、県の補助率は2分の1ですよ、そして鹿島市が2分の1払うということで今説明がありました。

ところが、じゃ、このことに関しては26年度から28年度までということですよ、事業期

間がですね。そして、ここの中で緊急経済対策、妊娠安心風しん予防接種事業補助ということで、これは平成26年度のみということで県のほうではなっていますが、鹿島市としてはずっとこのままやっつけていかれるんですか。

○議長（松尾勝利君）

土井保険健康課長。

○保険健康課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

25年6月に、これは県のほうが定住促進の一環として対応するというので、4年間での事業期間ということで話を伺っております。

そういったことで、毎年度こちらにも事業費に計上しないといけませんので、25年度はもちろんですけども、26年度、来年度の新年度予算でも、2分の1は鹿島市が負担するというので計上をする予定であります。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

趣旨はわかります。

私、心配なのは、このままずっと、要するに県が2分の1、鹿島市も2分の1の補助で、ずっとこのまま進んでいくのかということを今言っているわけですよ。

それで、県の健康増進課のほうで出た資料によりますと、内容として風疹のワクチン接種が真に必要な人を選定するため、風疹の抗体検査費用を助成するというので県のほうで出ていますけれども、今の課長の答弁からすれば、ずっと鹿島市としてもそのまま無料で全部受けられるということで理解してよかですね。

○議長（松尾勝利君）

土井保険健康課長。

○保険健康課長（土井正昭君）

確かに水頭議員がおっしゃいましたように、抗体検査の補助もということで県のほうも考えられておられるかと思えます。そういったことでは、まだこちらに正式にそういった制度をする、それは厚生労働省が国のほうへ多分、抗体検査というのは検討されるというふうには私は思っております。それで、それより先んじて県のほうとその予防接種事業をされましたので、そこはその後、県と国との整合性をとられた上で、鹿島市のほうにはこういった形にするというのはおりにくるというふうには思っております。それを受けて、鹿島市はその受けたい内容で対応を考えたいと思えます。

今のところ、25年度から28年度までは県が半分、鹿島市が半分で、個人負担なしですというふうには県の方針としてはなっておると理解しております。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

今、課長が答弁されたのは、もう28年度までは無料でいいということで理解して、また詳しいことは一般質問でいたしますけれども、県の方向性が私の聞いた範囲ではちょっと若干食い違うというか、そういうのがあるようなので、これは鹿島市が一步進んでいるのかなという感じもしますので、このあたりはちょっと調べておいてください。ここで幾ら議論しても、この私がもらっている県の資料と若干ちょっと隔たりがあるような気もしますので、そのあたりはもう一回調べられて、そして今度出していますので、よろしくお願ひします。28年まで全部無料となったら、もう何も別に言うことはなかですよ、ずっと無料でいくとなったらね。

次に行きます。

52ページ、23番、教育総務課の中で、新規事業で佐賀県先進的ICT利活用教育推進事業臨時交付金とあります。ここに上げておられる電子黒板の整備に対する交付金、その中に小・中学校104教室、それから、基金に積み立て平成26年度以降、実施事業に充当と、このようにありますが、ちょっとこのあたりがわかりにくいので、もう一回これは詳しく説明をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えをします。

今回、佐賀県が先進的ICT利活用教育推進事業臨時交付金ということで創設をされました。県のほうがICT教育ということで強力に推し進められております。その中で市町村においても、電子黒板を初めICT機器の導入を促しておられます。

鹿島市の場合でいいますと、今現在32基、電子黒板を設置いたしておりますけれども、県の考えでは全ての通常学級及び特別支援学級に設置をしていただきたいということで、1教室当たり200千円を補助するというので、ここに書いてあります104学級の分について今回交付をいたしますよということで、これは今年度に交付をします。

ところが、今現在32学級ですので、残りの分、設置をしないといけないということで、今年度支出ができません。そういった中で、県はその分については一旦基金に積んで、それを的確にその事業のほうに充当していただきたいということであります。そういうことで、ここに基金に積み立てて26年度以降、事業に充当ということで記載をしております。

予定としましては、あと86、設置をしたいといひますか、86基、電子黒板を購入したいということで、来年度と再来年度で86基。この事業が27年度までに導入を終えることというふ

うになっていますので、そのような計画をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

最終的に86基まで設定して、全体的に104ですか。（発言する者あり）もっと超えると。

そしたら、今200千円と言われたですね、この200千円でできるわけですか、それとも200千円が補助で、あと全体的にはもっとかかるということですか。ちょっとわかりません。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えをします。

補助の上限が1基当たり200千円ということになっています。通常はもっとかかります。

2倍3倍ぐらいはかかります。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

補助が上限で200千円と言われたですね。通常は二、三倍ぐらにかかるということは、もう全教室ですか、全部行き渡るように電子黒板をするということになればかなりのお金が必要ですよ。これあたりは、ここを見れば一般財源は何もなかですもんね、書いちゃれんですもんね。要するに、私ちょっとわからんのは、上限200千円の補助があっても、3倍以上ということがかかるといったら、これはあとどのように、ここ二、三年の間に済んでしまうわけですかね。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えをします。

今回の補正は歳入のみでございます。今回、交付金を受け入れるだけでございます。

新年度予算のほうには、26年度導入予定分44台分を計上いたしておりますので、そこではこの交付金を充当するという形にいたしております。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

はい、わかりました。あと新年度予算に計上ということで、わかりました。

次に、その次の24番、また新規事業ですね、佐賀県地域防災力向上促進事業費補助金とあります。その中に、備考として自主防災組織が実施する防災訓練に必要な資機材の購入費に対する県補助金（補助率100%）とありますけれども、これは今、自主防災組織が鹿島市の中にも各地域にできていると思います。その中で、今現時点で防災組織はもう全部、完璧にできていますか、それとも何か所かまだできていないところがあるのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

自主防災組織につきましては、市全体の中で80%弱ぐらいの設立がなされております。今後、今年度も鋭意進めてまいりましたけれども、前向きに検討はしていただいておりますものの、設立まで至らなかったというのが北鹿島地区とか、あるいは能古見地区に一部あるということで、そこはまた継続して来年度の設立に向けて進めていく所存でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

今の話で設立に至らなかったと言われるけど、理由か何かあるとですか。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

まずもって、能古見地区については地域がある程度分散しているということで、取り組み方をどういうふうな形で持っていこうかというふうなことで、地元で大分議論をしていただきました。消防団、それから区のほうでも、全体での自主防災組織というのはなかなか難しいんじゃないでしょうか。

ただ一方、北鹿島のほうでは、地区がある程度分散はしていますものの、平野部で、ある程度隣接しているといえますか、あるいは連携がとりやすいと、そういうふうなことで、北鹿島地区については北鹿島地区全体で取り組もうかというふうな議論がなされており、そこら辺を最終的にまとめるといえますか、そういうところまでちょっといけなかったと、そういう状況です。ですから、来年度そんなに期間を長く待たないで設立できるのではないかと、いうふうには思っているところです。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

来年度に向けて今8割弱できています。あと2地区ですか、多分できるようになってくると思います。

私たちも、浜のほうでもこの資機材の購入に対しては、私自身もいろいろな面でそういう提起があります。実際はやっぱり、今度こうなったら市民の皆さんが今何を言われているのかといったら、こういう自主防災組織があっても、訓練等がなかなか行われていないと。訓練はどうなっているんですかということ聞かれるわけですよ。例えば浜の伝建地区あたりは、それなりに特定の区域を定めて消火訓練とかをやっていますが、こういう全体的な訓練あたりはどのようにやっていくのか。例えば自主防災組織があったとしても、鹿島市が指導してどのようにやっていくのか。自主的に、地域のほうで我がたちでやってくださいよと言うのか、どのようになっているのか、そういうのが物すごく市民の皆さんには今心配がありますので、その点をよろしくお願いします。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

これまで自主防災組織につきましては、第1目標として、とにかく設立することを重点的に進めてきたところです。これからは、議員おっしゃるように避難訓練等をどのようにやっていくかということで、当然、行政もかかわりを持って先導的に進めていかなければならないというふうに感じているところです。

現在のところは、各地域の中で、例えば今回の補正予算で計上しておりますのは納富分区の自主防災組織に対する補助なんですけれども、これにつきましては地域で避難訓練等をやってみないと、あるいは要支援者等に対する車椅子等の購入というふうなことで予算計上しているわけなんですけれども、各地区でそういう動き等はあるところですけど、今後、市も計画的に避難訓練等の実施を検討していかなければいけないということで考えているところです。

本当に、前回、今までも申し上げましたが、地域によって避難訓練の種類が違うと思います。例えば山間部については土砂崩壊についての避難訓練、あるいは平野部によっては浸水に対する避難訓練。そういうことで、地域に合った避難訓練を今後計画的に策定しながら、周知を図るとともに、実施に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

いずれにしても、市のほうで周知を図りながらやっていかなければ、資材は提供したから訓練はあなたたちで勝手にやってくださいとか、そういう思いはないと思いますので、その点よろしくお願いします。

それで、今、各地域によって違うと言われたですね。じゃ、その防災マップというかな、ハザードマップというですかね、そういうものはできているわけですかね。そして、それを

何かこう、避難はどこにしたからいいとか、それから、例えばここあたりはここ地域が避難場所ですよとか、ここ地域は危険だからとかというような、そういうものすみ分けとか、そういうものはできているんですか。そして、それは市民の皆さんに対しての周知は今からしていくのか、例えばそれを配布していくのか、いかれるのか、もうできたのか、その点をお伺いします。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

危険箇所や、あるいは避難所等については、平成22年か、ハザードマップということで、これを各戸に以前配布をいたしております。

それとさらに、土砂崩壊等の危険箇所については、県から詳しい県の調査結果が出てきておりますので、それを再度改めて各地区にお配りして周知を図っていききたいというふうに思っております。

それともう1つは、雨季前には必ず市報等に各地区の避難所とか、あるいは雨季に対する心構え、あるいは避難に対する心構え等を周知していつているというふうな状況でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

ハザードマップについては、22年度に配布されたということですね。記憶が、たしかもらったかなという、深なおししている面もあると思いますけど、今そういうことで、もう一回、多分もらっていたと思いますので、またちょっと調べてみます。

それから土砂崩壊等ですね、これも大事ですよ。やっぱり我々はわかりません。市民の皆さん、どこが危険でどうかね。そういうところをもう少しやって、そういうものを見た上で訓練もしていけないといけません。何もなく、ただ訓練をせろと言うても、伝建地区に限っては、そういう意味ではあそこに、各戸に消防のホース、ポンプが置いてあって、その訓練はできるにしても、ほかのところね、地区によっても違うと思います。浜地区、北鹿島地区、七浦地区、能古見地区と全然違うと思いますので、そのあたり、もう一回市主導でこういうことをやっていけると、私たちわからないところがいっぱいありますので、その点お願いします。

何せ、今、市民の皆さんから再度問い合わせが私のほうにあっているのは、機器はある程度もらっても、避難訓練をしなければ私たちはすることが目的じゃなかですかっていうことを言われています。

テレビ等でも、3.11に対するNHKさんあたりが相当放送を流されて、また、私も市長の

ほうにもテープをあげました。片田教授の訓練教育、これで何百人と助かったという、そういうものがあります。そういう自主訓練をしていただきたいというものを考えていただきたい。当初は、その片田先生を呼んだらどうですかということで市長のほうにも提案申し上げた中で、私はそのビデオを提供しています。

そういうことで、全国的に要望が多くて、かなり行き届かない点もあると思ひまして、テープをあげましたけれども、要するに我々が目指すものは、市民の皆さんが安心・安全で生活ができるような、そういうものの最小限は、市としてもやっぱり主導していきながら訓練をしていくのが、一つの安心・安全につながると思ひて、私もここで発言させていただいております。ぜひこういうマップ、それから土砂崩壊等の危険性、そういうところを視野に入れながら、これはよろしく願ひして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありますか。13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

まず最初に、先ほど出ておりました電子黒板の件でお尋ねをしたいと思います。電子黒板は200千円補助で、大体幾らするかというのはおっしゃいませんでしたね、2倍とか3倍とか。大体、電子黒板は1基幾らするんですか、まずそれをお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えをします。

今まで買ってきたもので、大体1,000千円は超えております。今回、条件として、液晶一体型の電子黒板というふうに限定をされています。電子黒板でも投影型——白い壁に投影して、それでペンで動くという、言うなれば電子黒板みたいな機能を持った黒板もございますけれども、そういったものは割かし安価で、そういったもので代用できないかとかというお話もしたんですけれども、液晶一体型の電子黒板というふうに特定をされています。

そうすると、今までが非常に大きくて、だんだん大きくなって60型から70型、やはり現場としては大きいほうがといいということで、技術の進歩でその分で安くなる一方、画面自体が大きくなったということで、今まで大体1,000千円を超える金額で購入をしてくしております。今回、それよりも小さい60インチぐらいでどうだろうかということで、それで今800千円前後を想定しております。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

先ほどの御説明で26年度から始めるということですが、26年度の総予算は幾らになっていますか。

○議長（松尾勝利君）

26年度の予算について今質問があっていますが、今回のこの補正の中で関連してということによろしいですか。（「関連します」と呼ぶ者あり）じゃ、しばらくお待ちください。

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

今、議員、お手元に当初予算の資料をお持ちですか、予算書の資料。それでちょっと数字的に申し上げます。

小学校の情報教育の――台数はちょっとわかりませんが、20,020千円です。中学校の分につきましては、13,860千円を電子黒板等ということで26年度予算に計上しております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

担当課は新規の来年度予算ぐらい大体つかみで頭に入れてといてくださいよ。

それで、これを全学級に入れるということになりますと、総事業費は幾らになるんですか。26年はわからんから、総事業費もわかりませんかね。

じゃ、それは置いておきましょう。

それで、今、電子黒板、それに合わせてタブレットですね、今度、新年度からは高校は全部タブレットというのですか、あれを県立高校は持たないといけないという、そういう課題になって、父母の中からもいろんな問題が出ています。武雄市なんか小学校に全部そのタブレットをやったというような、そういうニュースも聞いていますが、私はこれだけ電子黒板を配置することによって、後々は鹿島市でもそういう問題が起きてくるのかなという心配をするんですね。

なぜ心配をするかという、それを既に利用しているところでいろんな教育にマイナスの問題が出てきているということやら、父母負担の問題とかがありますので、そういう心配をするんですよね。特にこれは県から義務づけられているわけでしょう。全く鹿島市の自主性じゃなくて県から義務づけられてやられるわけで、そういう面については、今後、鹿島市としてはその辺まで含んで、県の指示に従ってやる、例えば県が小学校も全部せんといかんと言うたら、やるようになるのかどうかですね。大変な問題だと思いますが、その辺については何らかのお考えをお持ちなのか、教育長。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

先ほど中島次長が申し上げましたように、電子黒板については県の方針もありまして、それに沿って整備をしたいということでお答えをいたしました。

タブレットにつきましては今後、先ほど言われたマイナスな面、あるいはプラスの面、両方あるかと思いますので、じっくりと検証しながら考えていきたいというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

その辺の論議はここですべきじゃないでしょうかから、その後のね、これからの教育問題で大きな課題の一つになってくるんじゃないかと思えます。

ただ、既に高校で完全にタブレット導入したところで、何の問題が起きているかというのと、登校拒否が多いという問題が起きているようです。これはお調べになったらわかると思います。それから、電子黒板との関連なんかで、電子黒板も非常に精密で、ハエがとまっても電子黒板が全部ぱっと消えるとか、そういういろんなものもあっておりますが、とにかくこれは慎重にね、お隣の武雄市さんが入れたから、うちも負けんで入れんばと、よそと競争する必要はありません。何が大事なのかということ、やっぱりここではっきり論議をしながら取り組んでいっていただきたいということをお願いしたいと思えます。

次に、私、今回、補正の説明資料を見ておまして、今までにないものを発見しました。何を発見したかというのと、例えば、説明資料の60ページ、ずっと最後に繰り越しの理由が全部書かれておりますね。皆さんももう既にお気づきだと思いますが、何がこれまでに余りなかったことかというのと、例えば第5次総合計画の問題では、第5次総合計画の見直しに不測の日数を要したためと書かれております。次も同じです、システムの導入に不測の日数を要したため。次もそうです、不測の日数を要したため。全部説明が、不測の日数を要したため。何で不測の日数を要したかというのはわかりません。執行部の仕事が順調にいかなかったのか、何なのか。例えば、設置に関する地元協議に不測の日数を要したためと、こういう説明をしてあるところはわかるわけですが、それぞれが不測の日数を要したという説明がなされているんですね。これは何なのかと。皆さんが、せんといかんとわかっっても、時間的に仕事をする余裕がないんじゃないかと私は思うんですよ。そうじゃないなら、そうじゃないでいいですがね。

いつも私、指摘しますが、これだけいろんな複雑な仕事がふえていく中で、やっていかななくてはならないことが十分にできないために、こういう事態が生まれるんじゃないかという

ことを私は非常に心配するわけです。その中には、やらんでいいものもあるかも知れませんが、しかし、余りにもこれまでにないようなね、恐らくこんなに不測の日数を要したということで説明が並んできたというのは、ちょっと私もよくわかりませんが、その辺の原因は何なんでしょう、不測の日数を要すると。最近では建設業関係では、業者が足りないとか、材料が足りないとか、そういうのはわかりますよ。しかし、この場合はその前の段階での問題、事務的な取り扱いの中での問題がほとんどじゃないかと思うんですが、その辺について、はっきりその理由がわかるように説明をしてください。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

個別に御説明をいたしたいと思えます。

まず、私のほうからは、第5次総合計画の見直しの印刷ということで1,000千円の繰り越しをお願いしております。

この総合計画の見直しにつきましては、昨年の9月議会で審議会の報酬とともに印刷代を計上して議決をいただいたところであります。鹿島市としても、この総合計画の見直しにつきましては、鹿島市まちづくり推進構想、ニューディール構想との整合性を保つため、一定の見直しの必要性を感じているところであります。主には安全・安心のまちづくり、例えば防災機能を持つ新世紀センター、または防災無線のデジタル化、そういったもの見直しの必要性を認識し、見直しの作業を進めているところでございます。

そういった中で、例えば新世紀センターにつきましては、佐賀県の現地機関の見直し案が12月に公表が行われ、この新世紀センターの中身等につきましても一定の方向性を見定める必要がありました。そういったことで、見直し自体は年度中に行いたいと思っておりますが、議会の議決及び計画書の印刷につきましては、新年度にお願いしたいというふうに考えております。

1点目の総合計画の見直しの繰り越しの理由につきましては、以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

栗林福祉事務所長。

○福祉事務所長（栗林雅彦君）

私のほうは、2番目の子ども・子育て支援事業計画策定事業でございますけれども、これは出るということはわかっていたんですけれども、実際、事業内容がはっきりしましたのが、国の制度でございますので12月以降になりまして、そこから杵藤地区広域電算センターのほうでシステムを組んでもらうわけですが、それが間に合わなかったということになります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

橋口産業部参事。

○産業部参事（橋口 浩君）

私のほうからは、3番目の産学公連携事業について御説明をいたします。

産学公事業につきまして、1,000千円の繰越明許費ということにしておりますけれども、一応インプリンティング牛を九州大学のほうから2頭導入するようしております。このインプリンティング牛の調達というのが延びてしまったということで、1,000千円の繰越明許費ということをお願いをしておるところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

私のほうからは、農業費の中の3点について御説明いたします。

まず、1点目の鹿島市活性化施設整備事業でございますけれども、これにつきましては、備品の購入につきましては建築物の平面図があれば購入は可能なんですけれども、会議室、事務室の備品については必要最小限の設備で、建築物の完成後に備品の購入を計画しているということで、建築物の完成がまだできておりませんので、その分の備品について今回、明許繰越をお願いしております。

それと、その次の中山間地総合整備事業（鹿島地区）ですけれども、これは今現在、県営事業で建築工事が行われております。それと、その建築工事の後に場内の舗装工事が行われていますけれども、それが一応3月いっぱいぐらいかかりまして、それ以外に、鹿島市の単独事業でございます、進入路の道路舗装とか周辺の防護柵設置がその後の工事になりますので、これも繰り越しをお願いしております。

それから、地域農業水利施設ストックマネジメント事業、これはここに書いてありますとおり、西葉の排水機場の冷却水の設置の場所について、地元と協議をして一番いい場所を探すため、ちょっと時間がかかったということで繰り越しをお願いしております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

伝統的建造物群保存地区対策事業でございますが、これは直接私どもが事業を行っているわけではございませんで、間接補助ということになります。技術者の不足によりということになっておりますが、主にこの家屋の場合は、屋根の取りかえ——補修といいますか——が主になっておりまして、瓦職人がなかなか見つからなかったということが1点。

それから2点目が、これは瓦の焼き直しを行いますけれども、これを工場に持って行って

焼き直しをするんですが、既に工場がかなり満杯の状態であるということ。

それから3点目が、足場ですね、単管足場が不足しているという状況でございます、今回繰り越しをお願いするものでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

それなりのちゃんとした理由はわかりました。だから、そういうところはちゃんとした理由を書いたっておかしくないどころか、書いたほうがいいんじゃないですか。不測の日数と、これをしとけばよかばいて、そういうことじゃなくて、やっぱり何でかなと思うわけですよ。私なんかは、皆さんたちが忙しくてできなくなったのかなというような、そういう気もしたんですよね。だから、やっぱり今からは説明はちゃんと書いてくださいよ、わかるように。

市民交流プラザなんかは、不測の日数を要し、適正工事が確保できないためなんていうのがありますが、これはもう、私はいつも言っていますが、ちゃんとしたものがないためにこうせざるを得んのではないかということを行っています、これはいいです。

もう1点、お尋ねをします。

さっき新世紀センターの件で、財源の組み替えがありましたね。それを聞いておりますと、今計画されている新世紀センターに用途と関係ないのが入るので、結局このあれが取れないということで御説明なされたと思いますね。それなら、取れるような、その分だけにして、必要ないのは入れないでおけばいいんじゃないですか。これをこれだけせんといかんと。極端に聞きますと、例えば県の施設はこれに該当しますか、該当しませんか。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

先ほどの説明の中で、緊急防災・減災事業の該当するフロアに該当しなかったというふうな説明をいたしました。県の機関については、とにかく庁舎といいますか、事務所といいますか、そういう関連ですので、この事業の起債対象には該当しないところです。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

私は新世紀センターを今のままで計画を進めてもらうことに対しては、まだ納得しておりませんからね。それをいろいろは言いませんが、そういう条件があるなら条件に即するように、借金をすればいいということじゃありませんが、そのために一般財源を使わんといかんわけでしょう。そういうことになりますと、ほかの事業にだって大きな影響が出てくるわけでしょう。そんな豊かな財政でもないわけですからね。必要でない分をつくらないというこ

とがまずですがね。その辺については今後の課題として、私は取り扱っていただきたいと同時に、やめることを言いたいと思います。

次です。これは市民プラザの件ですね。予算書の中で78ページ、工事請負費、市民交流プラザ整備工事増額というのがありますね。このことでお尋ねをしたいと思いますが、私は自分の認識不足かも知れませんが、市民プラザの整備工事というのは、予算が来年度に繰り越されましたので、それからになるものだと思っておりましたが、工事の増額ということで、既に取り組みがなされているのかなと思います。今、具体的にピオの中のどういうものに市費を使ってきているのか。例えば、150,000千円はもうはっきりしていますね、買いましたから。ほかにも何かちょこちょこやっているのか、具体的に全てお話ししたいと思いますが。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

工事に関しまして市の単独費を投入している部分につきましては、現在のところ、エレベーターの区分所有を行ったときに仕切り壁の設置をいたしております。この分が現在、単独工事として行った分だけでございます。（「何て」と呼ぶ者あり）市の単独分で実施した分が、エレベーターの部分を区分所有するために仕切り壁を設置した部分でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

今の御説明で、エレベーターの仕切り壁をしたということですが、じゃ、ここに、プラザ整備工事の増額というのはこれに関連した分の増額なんですか、それとも別のものなんですか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

市民交流プラザ整備工事の増額26,353千円でございますが、これはまず、公有財産購入費が既に確定いたしております。この残額及び設計委託料、これを委託費から工事請負費に組み替えというのが1点ございます。

それから、駅舎のトイレにつきまして減額補正をいたしております。15,000千円、減額補正をいたしております。

合計で26,353千円というふうになります。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

ちょっと私の頭で理解できないんですが、公有財産を購入したその残額があるから、まだ何に使うかわかんけど、工事に使うためにその分を工事費として増額したということですかね。じゃ、これも含めて26年度にまた繰り越すことになるわけですかね、工事費としては。その辺。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

先ほど申しました組み替えた工事費26,353千円につきましては、現在設計中でございますが、その分について繰り越しを予定いたしております。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

済みません、先ほどちょっと聞き忘れましたが、じゃ、エレベーター関連に使った金額は幾らですか。その壁、先ほどおっしゃった……。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

エレベーターの仕切り壁設置工事に要した費用でございますが、これは千円単位でございます。1,082千円でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員、もういいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

質問します。

今回の補正予算が3月の最後の締めにあたるものだと私は理解をしております。その中で、使ったもの、繰り延べたやつ、あるいは終わったものについても、減額をしてあるというように私は理解しているんですが、ことし4月、新年度が始まってから、例えば不動産鑑定士の鑑定のための予算書が1,000千円、当初載せていなかったと。それから1,000千円流用しましたということでしたね。実際は1,080千円だったと思うんですけど、支払いをされているというふうに思うんですが、この仕事の流れを予算書の中でどのように反映されておりますか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えをします。

確かに、鑑定評価業務に関する予算は当初予算で計上いたしておりませんでした。その中で言われる、同じ費目であります都市計画総務費の中に、既決予算で当市マスタープラン改定業務だったと思いますけれども、10,000千円ほどの予算がありましたので、その分の特例執行という形で執行させていただいて鑑定評価を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

だから、たまたま同じ項目であったということだと思うんですね。そうすると、10,000千円から1,080千円引いた分の残がどのようになっているかと、あと残りがどういうところに使われたかということも出てこなきゃいかんと思うんですね。それを僕は予算書の中で追い切れないんですよ。追い切れないというのは、結局、特例で使いましたとかと言ったら、その分をどうしたということが予算書の中に反映されていかないと、私がチェックができないということになっちゃうので、議会のいろんな議論の中ではわかりましたから、それはわかっているんですよ、そういう事業の流れがあったということはわかっているんですよ。ただ、実際、書面として、予算書としてどのような取り扱いをしたかということなんです。要するに、同じ項目だからいいんですよということなのかね。まず、どうですかね。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

予算執行する段階で、例えば、ここでいきますと都市計画総務費の中の委託料という範疇に入るかと思います。この中で、その時点でありますのは、6月以降までに執行しなくてもいい予算がありますかという協議を行った上で、1,000千円ぐらいだったら執行可能ですよということで執行しております。

その後、この委託料の中で、その分は中央都市リノベーション事業の分ということで新たに仕分けをしまして、最終的には15,702千円の減額を行っているという状況でございます。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

今の説明の中では、最終的には決算書の中できちっとした形で出てくるのかなと、その使用したやつね。予算がなかったと、予算でも、その中で特例で使用しましたよと。1,000千

円の予定が1,080千円かかっていますよということですね。

だから、もう少しこれはお願い——お願い事じゃないな、やっぱり役所がしっかりしてほしいということになるんですが、予算というものはそういうものだろうと。決算で出てきた——もう仕事はとっくに終わって次の仕事に入っているわけですね。しかも、そのときの議論の中には、入札の問題点とか、あるいは契約についての問題点が議論をされとるわけですね。

私は、その不動産鑑定士との契約そのものが無効であるという考え方をしとるわけですね。でも、何かそのときの議事録、ちょっとはつきり覚えていないけれども、不動産鑑定士の効果としては、それは間違いありませんよみたいなことを言っている。非常に議会での議論と、あと民間サイドでどのような形になるのか、法律論争していけば私は無効だと思っているんだけど、どのような処置をしていくのか、私自身はちょっと困っているわけですね——困っているというか、どのように判断したらいいかわからない。当然、決算のときにはそういう問題が同じような形で出てくるかもしれないと思っています。

ただ、そういうふうにして、私自身は契約自体が無効だから、1,080千円については、その取り扱いについてはちょっとまだ疑問符がつくなど、もう支払いは終わっているんだけど、そのようなことが疑問符として残ります。だから今後、これは別のところでいろんな議論があると思いますけれども、そういうことになるだろうというふうな形ですね。

一番今回皆さんにお願いしたいのは、これは一般質問でもやろうと思うんですが、やっぱり入札制度がありながら入札制度を守らないでやっているというか、不適切な執行をされているというのがたまたま見受けられます。そういう意味では、今後注意していただくようにお願いをしておきたいと思います。

一応わかりました。そういう流れだということで、なるべくわかるようにしていただければと思います。そのように、特に予算を上げてなくて流用したというようなことがあったという事実はありますので、予算についてはそのようによろしくお願いをしておきたいと思います。

終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第14号 平成25年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。起立多数であります。よって、議案第14号は提案のとおり可決されました。ここで10分程度休憩します。4時25分から再開します。

午後4時15分 休憩

午後4時25分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第11 議案第15号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第11. 議案第15号 平成25年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

議案第15号 平成25年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

議案書は32ページでございますが、別冊の補正予算書にて説明をいたしますので、1ページをお開きください。

今回の補正の内容につきましては、まず1つ目が経常経費と建設事業費の確定に伴う減額。2つ目が施設管理費の増額でございます。3つ目が繰越明許費についてお願いをいたすものでございます。

それでは、平成25年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,707千円を減額し、歳入歳出それぞれ957,004千円といたすものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正は、2ページから3ページに掲げております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越してお願いする経費は、4ページの「第2表 繰越明許費」のとおりでございます。

第3条 地方債の変更は、5ページ「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、議案説明資料の64ページをお願いいたします。

繰越明許について御説明を申し上げます。今回の繰り越しは5件でございます。

表の1番上、ナンバー1、横田雨水ポンプ場自家発電設備取替工事、これは予算につきまして3月補正でお願いをいたすものでございますが、機器の製造に不測の日数を要するため繰り越しをお願いするものでございます。

これにつきましては、昭和54年度にポンプ場が完成をいたしておりますけれども、今回、自家発の故障があったものでございますから、メーカー等に問い合わせをいたしましても、もう部品がないということでございますので、今回新たに全体の取りかえをお願いいたすものでございます。

それから、2つ目の納富分汚水幹線管渠築造工事と、4項目めの井手分汚水幹線管渠築造工事につきましては、備考欄に書いておりますとおり、資材とか人員の手配に不測の日数を要したものでございます。

3項目めの小舟津汚水幹線管渠築造工事につきましては、市有物件でございます水道管とか消火栓の移設に不測の日数を要したものでございます。

最後の、5項目めの小舟津・納富分汚水幹線管渠築造工事につきましては、今回、国の経済対策によるものでございます。

以上5件、36,597千円のうち32,037千円を平成26年度に繰り越して使用することをお願いするものでございます。

それでは、詳細につきましては予算書の8ページからお願いを申し上げます。

2款1項2目．土木使用料は、浄化センター内の敷地料の減額でございます。

9ページをお願いいたします。

3款1項1目．公共下水道費国庫補助金は、事業費確定に伴い9,500千円の減額でございます。

10ページ、4款1項1目．一般会計繰入金は、下水道施設管理費、先ほど申し上げました横田雨水ポンプ場の自家発取りかえに伴う増額で6,208千円でございます。

11ページをお願いいたします。

7款1項1目．公共下水道事業債は、先ほど申し上げました事業費の確定に伴い9,400千円の減額でございます。

12ページをお願い申し上げます。

支出について説明を申し上げます。

1款1項1目．総務管理費及び3目の浄化センター費の減額は、決算見込みによるものでございます。

2目の維持管理費の増額は、先ほど申し上げました横田雨水ポンプ場自家発電の装置故障による取りかえ工事の追加でございます。

14ページをお願いいたします。

1 款 2 項 1 目．建設事業費18,989千円の減額は、社会資本整備交付金の減額及び確定見込みでございます。

15ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目．元金は、財源の組み替えでございます。

16ページ以降につきましては、給与明細書その他、手当等に関する書類を添付いたしておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いを申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

今説明がありましたけど、わからなかった点がございまして、ちょっとお伺いします。

12ページですね、今説明された公共下水道管理費の中で、1目8節．報償費の中に受益者負担金一括納付報奨金とかありますけど、この件に関してちょっとわからないので、説明をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

水頭議員の質問にお答えを申し上げます。

受益者負担金一括報奨金の件でございますけれども、今現在、受益者負担金につきましては、原則ですけれども、年4回払いで5年間、合計20回ということをやっております。ですけれども、この中に、1回目は別でございますけれども、2回目以降一括して納期以前に納めた場合には、うちのほうから報奨金といたしまして、1回で全てを納めた場合でありますと、最高で約19%の報奨金を出す制度がございます。

こういうことで、これは予定していたものよりもその分が少なかったということで、この分の減額をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

今の説明では、年4回の5年間で20回ということですかね、これですて、一括でされた場合に19%ということで、この金額が上がっているということで理解してよかですかね——はい、わかりました。

それで、この予算説明資料で最後に言われた繰越明許費ですね、今説明がありました。先ほども繰越明許費の中で、予算がなかなか流用されなかったということで、今何人かの方が

言われましたけれども、この件に関しては、説明はわかりますけれども、特に1番の横田雨水ポンプ場自家発電設備取替工事、これあたりは、年数がたってもう部品等がないということで、機械自体を取りかえなきゃいけないということで、そういうのが今から生じてくるんじゃないかと思います。インフラ整備の中で、老朽化してもうその部品がないと。もう何十年、昭和54年と言われたですね、そういうものが今から出てくると思うわけですよ。もうメーカーもつくっていないと。

そういうあれで、私もこの老朽化したインフラに対する整備は、かなり今からお金がかかってくるんじゃないかという思いがいたします。これを見ても、こういう金額が生じます。これだけじゃないと思うわけですよ。今から出てきます。今どうこうじゃないんですけれども、これからどういうものが、こういうふうにして出てくるのか、予算計上は今から図られていくかわからないんですけれども、こういう面を注視しながら見ていきたいと思います。

ただ、今回申し上げるのは、こういうインフラ整備の老朽化に対して、これだけの今から予算がかかっていくなという思いがしましたので、別にその答弁は要りません。こういうあれでありましたので、お聞きした点でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

質問をいたします。

今回、下水道の大きな見直し、計画の全体的な見直しがあって、現況のままでいく、そして新しくふやすのも従来より狭まっていくというようなことに、この前の勉強会ではありましたけれども、実際、今年度——実施区域というのかな、その接続率といいますか、今その状態はどのようになっていますか。やっぱり収入という意味では下水道料金が入ってこないといけないので、いつまでも放っぽっとくというわけにはいかないと思いますので、どのようになっていますか。

○議長（松尾勝利君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

水洗化率のことだと思いますけれども、24年度の実績で申し上げますと、供用開始した区域は約261ヘクタールあったと思います。おおむね68.3%ということで推移していたと思います。当然25年度も水洗化が引き続きされていますけど、大体おおむね、昨今では年間80%から100%ほどということですのでございますから、結構今のところはですね、今年度末で申し上げますと70%を超えるぐらいはいくのではないかと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

本当なら、この事業は、企業として加入率をふやして、下水道料金をしっかり払ってもらって、そして次の建設工事に回すような、そういう金のめぐりを、本来ならばしていかなきゃいけないんだけど、100%にいかないということで、やっぱりどこかから金を持ってきて続けていくしかない。それが今の現状だということですね。

そうするとあと、接続をしていない人に対してどのような方法でお願いしてありますか。私たちが研修に行ったところは市町村合併型ですから、市内の企業の皆さんが協力して、そして、結局自分の仕事になりよるわけですから、そういうことで、しっかりしたもので普及率も早い。これは浄化槽の問題ですけど、そういうことがありましたが、今その下水道の接続率を上げるためにはどのような方法で今されていますか。

○議長（松尾勝利君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

中西議員の質問にお答えを申し上げます。

下水道普及促進の件でございますけれども、これにつきましては年に1回でございますけれども、私どもの職員のほうで、市内の供用開始区域を手分けいたしまして家庭訪問をしながら水洗化のお願いをしているということでございます。

私どもとしては、利子補給等もございますから、そういうものを御紹介しながら今行っているという状況でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

いろんな手だてがあるとは思いますが、できる範囲とできない分があると思いますね。やっぱりなかなか屋敷が大きいと負担が大きいですから、一括ではなかなか難しいということもあるでしょうし、もう高齢化社会だから、そこまでつながんでも後を継ぐ人がいないからいいんだとか、いろんな事情があると思います、さまざまな事情がね。でも、それはそれとして承知して、今後、あと計画区域もまだあるわけですから、どうするかということだと思っておりますよね、どういうふうに普及率、接続率をふやしていくかということだろうと思っておりますね。

鹿島の下水道が始まったときに、私は下水道特別委員会のほうに所属していたんです。東京に行ったときに、そのころは建設省ですけど、建設省に鹿島のOBの方がおられました

た。その方からヒントをいただきました。どういうヒントをくれたかという、鹿島市が下水道にするためには、やはり接続率が問題だよと、受益者がですよ。そうすると、下水道貯金というのをね、そういう制度をつかって、そして、そこに役所が少しなりの利子補給の制度をしていかんねというようなことを、そういう設計図を書いて、私に知恵をくれた方もおられます。そのときには、市内の銀行その他、そういうことも含めてお願いをすればという御提案を申し上げたことがあるんですが、そのときはなかなか採用はしていただかなかったというふうに思っております。

でも、やはり将来まだあと続くわけですから、いろんな制度設計をしていただいて、何らかの形で接続率を上げて、そして、今度なると、もう下水道の処理区域には、私のところはなくなりましたので、あと浄化槽しかありません。浄化槽については、十分な補助制度なり、維持管理費の面倒なり、いろんな形でしていただけるのでよろしいんですけども、根幹になる、今で言う国土交通省がやる仕事、これについては、やはりマイナスにならんごと企業努力をしていかなきゃいかんというふうに思いますので、そういう制度設計を含めて検討していただきたいという御希望を申し上げときます。

終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第15号 平成25年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。起立全員であります。よって、議案第15号は提案のとおり可決されました。

日程第12 議案第16号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第12. 議案第16号 平成25年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。土井保険健康課長。

○保険健康課長（土井正昭君）

それでは、議案第16号 平成25年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

議案書は33ページです。配付の補正予算書により説明をいたしますので、補正予算書の御用意をよろしくお願いいたします。

今回の国民健康保険特別会計における補正の内容は、今年度の最終補正ということで、保険税額の見込み、交付金額の確定や決算見込みに伴うものとなっております。

補正予算書の1ページ目をお開きください。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ85,949千円を減額し、補正後の予算の総額を4,138,832千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、2ページから5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりとなっております。

6ページをお開きください。

6ページと次の7ページは、今回の補正予算の事項別の明細書です。説明は省略をいたします。

8ページをごらんください。

ここから歳入になります。歳入から説明をいたします。

1款1項1目の一般被保険者国民健康税及び2目の退職被保険者等国民健康保険税については、国保税の滞納繰越分についての収入見込みの増額に伴い、1目の一般被保険者国民健康保険税を24,450千円、2目の退職被保険者等国民健康保険税を550千円増額し、全体で25,000千円増額補正をするものです。

9ページをお開きください。

3款1項1目の療養給付費等負担金は14,298千円減額し、補正後の額を740,698千円といたします。療養給付費等負担金の見込み及び後期高齢者支援金分並びに介護納付金分の額の確定に伴い、増減をいたします。

2目の高額医療費共同事業負担金は、決算見込みにより5,032千円減額いたします。

3目の特定健診等負担金も、決算見込みにより632千円減額いたします。

10ページをごらんください。

3款2項1目の財政調整交付金は28,743千円減額し、補正後の額を421,025千円とするものです。内容は、1節の普通調整交付金について、療養給付費等負担金、後期高齢者支援金分、介護納付金分の決算見込みに伴う減になります。

2目の事務費補助金は、概算額の決定により556千円増額をいたします。

11ページをお開きください。

4款1項1目の療養給付費交付金は12,501千円減額し、補正後の額を209,447千円といた

します。内容は、医療分の交付金額の決定に伴う減額です。

12ページをごらんください。

6款1項1目の高額医療費共同事業負担金は5,032千円減額し、補正後の額を22,103千円といたします。決算見込みに伴う減額です。

2目の特定健診等負担金も、決算見込みにより632千円減額いたします。

13ページをお開きください。

6款2項1目の財政調整交付金は、第1種、第2種とも決算見込みにより、第1種を15,278千円増額し、第2種を27,326千円減額いたします。

14ページをごらんください。

8款1項1目、利子及び配当金は、国民健康保険基金利子の確定に伴い110千円増額をいたします。

15ページをお開きください。

9款1項1目の基金繰入金も、預金利子も財源とするための補正で110千円を増額するものです。

16ページをごらんください。

9款2項1目の一般会計繰入金は、決算見込みに伴い33,858千円減額をするものです。

17ページをお開きください。

11款4項1目の一般被保険者第三者納付金は、決算見込みより1,600千円の増額をいたします。

2目の退職被保険者第三者納付金も、決算見込みにより400千円の減額をいたします。

6目の雑入は、生活習慣病予防教室事業の確定に伴い、参加者負担金について149千円を減額いたします。

18ページをごらんください。ここからは歳出について説明をいたします。

1款1項1目の一般管理費は、職員の人件費の決算見込みなどにより17,416千円を減額いたします。

19ページをお開きください。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費は、決算見込みにより10,220千円増額をいたします。

2目の退職被保険者等療養給付費は、決算見込みにより16,040千円減額いたします。

3目の一般被保険者療養費は、歳入の決算見込みによる財源の組み替えで、増減はありません。

20ページをごらんください。

2款2項1目の一般被保険者高額療養費は、決算見込みにより3,819千円増額をいたします。

2 目の退職被保険者等高額療養費は、決算見込みにより2,602千円減額をいたします。

21ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目の後期高齢者支援金は、財源の組み替えで増減はありません。

22ページをごらんください。

6 款 1 項 1 目の介護納付金も、財源の組み替えとなっております。

23ページをお開きください。

7 款 1 項 1 目の高額医療費拠出金は、決算見込みにより20,128千円減額をいたします。

2 目の保険財政共同安定化事業拠出金についても、決算見込みにより39,625千円減額をいたします。

24ページをごらんください。

8 款 1 項 1 目の特定健診等事業費は、特定健診事業及び特定保健指導事業の決算見込みにより4,115千円の減額となります。

25ページをお開きください。

同じく 8 款 2 項 2 目の療養費は、はり、きゅう施術助成の決算見込みにより863千円減額をしております。

3 目の保健推進費は、生活習慣病予防などの保健指導事業や、医療費適正化の事業の決算見込みにより1,553千円減額をいたします。

26ページをごらんください。

9 款 1 項 1 目の基金積立金は、利子が確定したことに伴い110千円の増額となります。

27ページをお開きください。

11 款 1 項 3 目の償還金は、平成24年度の特定健診等事業の国県負担金の精算による返還金により2,742千円増額をいたします。

28ページをごらんください。

12 款 1 項 1 目の予備費は、今回の補正の財源調整のために498千円減額をいたします。

以上、説明をしましたとおり、今回は保険税及び交付金や保険給付費等の決算見込みなどによる補正となります。

29ページから36ページまでは、給与費、今回の人件費の増減に伴う給与費等の明細書となっております。説明は省略をいたしますが、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合上、あらかじめこれを延長します。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第16号 平成25年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。起立全員であります。よって、議案第16号は提案のとおり可決されました。

日程第13 議案第17号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第13、議案第17号 平成25年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。土井保険健康課長。

○保険健康課長（土井正昭君）

それでは、議案第17号 平成25年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

議案書は34ページです。配付の補正予算書により説明をいたしますので、補正予算書の御用意をよろしく願います。

今回の鹿島市後期高齢者医療特別会計における補正の内容は、保険料や事務費等の決算見込みによる補正となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ2,531千円を減額し、補正後の予算の総額を372,248千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、2ページと3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

4ページをお開きください。

4ページと次の5ページは、今回の補正予算の事項別の明細書です。

6ページをごらんください。

歳入から説明をいたします。

1款1項1目、特別徴収保険料は、決算見込みにより11,440千円減額をしております。

2目、普通徴収保険料も決算見込みにより、これは8,310千円増額をいたします。

7ページをお開きください。

3款1項1目の事務費繰入金は2,074千円の増額補正で、内容は鹿島市の事務費繰入金と広域連合共通経費負担金の決算見込みによるものとなります。

2目の保険基盤安定繰入金も、決算見込みにより1,558千円の減額をいたしております。

8ページをごらんください。

5款4項2目の雑入は、後期高齢者医療円滑運営臨時特例補助金の増により83千円の増額補正です。

9ページをお開きください。ここからは歳出となります。

1款1項1目の一般管理費は、人件費の決算見込みにより3,943千円増額をいたしております。

10ページをごらんください。

1款2項1目の徴収費は、一般会計への繰り出しなどで26千円の増額となります。

11ページをお開きください。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料納付金の決算見込みにより6,500千円を減額いたしております。

12ページから15ページまでは、人件費に伴う給与費等の明細書でございます。御参照いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第17号 平成25年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。起立全員であります。よって、議案第17号は提案のとおり可決されました。

日程第14 議案第18号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第14. 議案第18号 平成25年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）に

ついて審議に入ります。

当局の説明を求めます。松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

議案第18号 平成25年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書は35ページとなっております。別冊の補正予算書で御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第1条 歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ60,975千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,822,527千円といたすものでございます。

補正の内容につきましては、決算見込みにより各会計、水道事業会計を除く一般会計、国保会計、後期高齢者会計の人員費の増減調整をいたしてございまして、4ページ以降の事項別明細書に掲げているとおりでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第18号 平成25年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。起立全員であります。よって、議案第18号は提案のとおり可決されました。

日程第15 議案第19号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第15、議案第19号 平成25年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。松本水道課長。

○水道課長（松本理一郎君）

議案第19号 平成25年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げ

ます。

議案書は36ページでございますが、別冊の平成25年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）で御説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、収入は事業費の確定に伴う他会計負担金、工事補償金等の減額、支出では人事異動、臨時特例措置による給与減額に伴う人件費の減額、事業費確定に伴う委託料の減額、電気料金値上げに伴う電灯、電力費の増額の補正でございます。

それでは、別冊の補正予算書の1ページをごらんください。

第2条 鹿島市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収入は第1款. 事業収益、第1項. 営業収益を55千円増額し、補正後の額を531,659千円といたすものでございます。

支出は、第1款. 事業費、第1項. 営業費用を1,580千円減額し、第2項. 営業外費用を10千円増額し、補正後の額を502,039千円といたすものでございます。

2ページをごらんください。

第3条 鹿島市水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額に、収入で、第1款. 資本的収入、第2項. 他会計負担金を2,000千円減額し、第4項. 工事補償金を1,000千円減額し、第6項. 新設負担金を1,050千円増額し、補正後の額を85,054千円といたすものでございます。

次に支出でございますが、第1款. 資本的支出、第1項. 建設改良費を5,214千円減額し、補正後の額を364,245千円といたすものでございます。

なお、2ページの上段に記載しておりますが、この資本的収入及び支出の増減に伴って、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額279,191千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,680千円、当年度分損益勘定留保資金230,514千円及び減債積立金45,997千円で補填をいたすものであります。

次に、議会の議決を経なければ流用することができない経費、第3条 予算第8条に定めた経費で、職員給与費を2,100千円減額し、補正後の額を64,802千円といたすものでございます。

次に、3ページからは附属書類でございます。

3ページから4ページは、平成25年度鹿島市水道事業会計予算実施計画変更、それから、5ページの平成25年度鹿島市水道事業会計予算資金計画変更は説明を省略いたします。

次に、6ページをお願いいたします。

職員給与費明細書でございますが、先ほど説明いたしました2ページの第3条 職員給与費64,802千円の内訳を記載しております。

上段の表で比較の欄でございますが、損益勘定支弁職員8名分の給料1,900千円の減、手当400千円の増、法定福利費600千円の減、合計の2,100千円の減。資本的勘定支弁職員1名

分で、給料20千円の増、手当20千円の減、法定福利費増減なし、合計の増減なしでございます。

次に、7ページは給料及び手当の増減額の明細でございます。

8ページから11ページは、給料及び職員手当の状況でございますが、説明は省略させていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

平成25年度鹿島市水道事業会計予定損益計算書でございますが、補正後の当年度純利益を、13ページの下より3行目に記載しておりますが、今回の補正により27,218千円を予定しているところであります。

次に、14ページ、15ページ、16ページは、平成25年度鹿島市水道事業会計予定貸借対照表でございますが、説明は省略させていただきます。

17ページをお願いいたします。

平成25年度水道事業会計補正予算（第2号）の明細書でございます。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款．事業収益、1項．営業収益、3目．その他営業収益で55千円の増額で、これは下水道接続件数の増加に伴い、下水道使用料徴収、下水道会計負担金の増額で、収入の補正額の額を531,659千円といたすものであります。

支出でございます。1款．事業費、1項．営業費用で、1目．原水及び浄水費は2,244千円の増額で、これは主に電気料金の値上げに伴う増額。

2目．配水及び給水費は1,300千円の減額で、臨時特例措置による給与減額に伴う人件費と、事業費の確定に伴う委託料の減額でございます。

18ページをお願いいたします。

4目．総係費は、人事異動及び臨時特例措置による給与減額に伴う人件費の減額で2,524千円の減額。

2項．営業外費用は、3目．消費税は10千円の増額ですが、これは資本的支出で事業費減額に伴って仮払い消費税が減少することから、消費税の納付額を増額するものであります。

支出の補正後の額を502,039千円といたすものであります。

次に、19ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。1款．資本的収入、2項．他会計負担金、1目．他会計負担金は2,000千円の減額で、これは配水管新設事業の確定に伴う減額でございます。

4項．工事補償金、1目．工事補償金は事業確定に伴う減で1,000千円を減額し、6項．新設負担金、1目．新設負担金は住宅建設の増加に伴い1,050千円増額し、収入の補正後の額を85,054千円といたすものであります。

次に、20ページをごらんください。

支出でございますが、1款．資本的支出、1項．建設改良費、5目．久保山配水池改修事

業は、事業費の確定に伴う委託料の減で5,214千円の減額であります。

支出の補正後の額を364,245千円といたすものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第19号 平成25年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。起立全員であります。よって、議案第19号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明6日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後5時15分 散会